

河内長野市下水道施設包括的管理業務

要求水準書（別紙集）

令和7年9月

河内長野市 上下水道部

河内長野市下水道施設包括的管理業務要求水準書（共通編）（以下「要求水準書（共通編）」という。）及び河内長野市下水道施設包括的管理業務要求水準書（管路編）（以下「要求水準書（管路編）」という。）、河内長野市下水道施設包括的管理業務要求水準書（施設編）（以下「要求水準書（施設編）」という。）は、河内長野市上下水道事業（以下「本市」という。）が実施する河内長野市下水道施設包括的管理業務（以下「本業務」という。）を受託する民間事業者（以下「受託者」という。）に求める業務の要求水準と受託者が実施しなければならない最低限の業務内容を定めるものである。本業務は、要求水準書（共通編）及び要求水準書（管路編）、要求水準書（施設編）のほか、大阪狭山市公共下水道施設包括的維持管理業務（第3期）及び河内長野市下水道施設包括的管理業務一般公募型提案方式実施要領（以下「実施要領」という。）等に提示された条件並びに受託者の提案内容に基づいて行うものとする。

目次（別紙）

（別紙1）管路施設及び下水道施設に共通する業務概要	1
1. 業務対象地区・対象施設（下水道管路施設）	1
2. 業務対象地区・対象施設（下水道施設）	2
3. 下水道事業計画等変更業務	4
3. 1. 下水道事業計画、下水道都市計画及び事業認可変更図書作成業務	4
3. 2. 下水道ストックマネジメント計画及び総合地震対策計画変更業務	4
（別紙2）管路編の業務概要	6
4. 管路施設に関する委託業務内容	6
4. 1. 日常的維持管理業務（管路施設）	6
4. 2. 計画的維持管理業務（管路施設）	7
4. 3. 計画策定に必要な管路調査業務	9
4. 4. 実施設計業務（管路施設）	9
4. 5. 改築工事（管路施設）	10
4. 6. 公共汚水ます設置及び改築承諾調査業務	10
（別紙3）施設編の業務概要	11
5. 下水道施設に関する委託業務内容	11
5. 1. 施設維持管理業務	11
5. 2. 日常的維持管理業務（下水道施設）	11
5. 3. 運転管理等業務	11
5. 4. 計画的維持管理業務（下水道施設）	15
5. 5. 実施設計業務・工事（下水道施設）	18
（別紙4）遵守法令等	19
（別紙5）履行開始時の提出書類	20
（別紙6）業務実施期間中の提出書類	22
（別紙7）業務完了時の提出書類	24
（別紙8）業務実施体制	25
（別紙9）準備機材	28
（別紙10）貸与資料等リスト	29
（別紙11）参考図書	30
（別紙12）リスク分担表	32
（別紙13）モニタリングの基本的な方針	34
1. 総論	34
1. 1. モニタリングの基本的な方針の位置づけと目的	34
1. 2. 履行監視（モニタリング）の概要	34
1. 3. モニタリングを行う体制	34
1. 4. モニタリング対象業務	35
1. 5. セルフモニタリング計画書の変更	36

1. 6. モニタリング結果の公表.....	36
2. モニタリングの実施方法	36
2. 1. モニタリングの基本的な考え方.....	36
2. 2. モニタリングの方法.....	36
2. 3. モニタリングを行う時期.....	38
3. 履行監視に用いる指標	39
3. 1. 履行監視に用いる指標の基本的な考え方.....	39
3. 2. アウトカム指標の目標設定.....	40
3. 3. アウトプット指標の目標設定	40
3. 4. プロセス指標の目標設定.....	40
3. 5. アクション指標の目標設定.....	41
(別紙 14) 業務準備期間及び業務移行期間の実施方法等.....	46
(別紙 15) 業務指標.....	47
(別紙 16) 業務位置図（下水道管路施設）	49
(別紙 17) 業務対象施設（下水道施設）	50
(別紙 18) 排水実績等について（下水道施設）	59

（別紙１）管路施設及び下水道施設に共通する業務概要

１．業務対象地区・対象施設（管路施設）

大和川下流南部流域関連公共下水道（狭山処理区）（特定環境保全公共下水道（日野地区）及び高瀬地区含む）、特定環境保全公共下水道（滝畑処理区）の排水処理施設全地区の下水道管路施設（圧送管を除く。）を対象とする。下水道管路施設の業務位置図を（別紙16）業務位置図（下水道管路施設）に示す。

令和6年度以降に設置される下水道管路施設及び本業務で設置される施設についても対象とする。

地区名	対象面積 (ha)	延長 (m)		供用年度	備考
流域関連 公共下水道 (狭山処理 区)	1, 536. 58	383, 404. 10	汚水管渠	平成２年度 ～ 令和１年度	左の延長は圧 送管を含んで いません。 汚水圧送管： 11, 404. 75
		140, 059. 53	雨水管渠		
		3, 095. 27	雨水函渠		
		3, 383. 41	雨水開渠		
(高瀬地区)		582. 17	汚水管渠	平成２６年度	圧送管除く
流域関連 特定環境保全 公共下水道 (日野地区)	17. 59	5, 921. 35	汚水管渠	平成１９年度	汚水圧送管： 2, 281. 41
特定環境保全 公共下水道 (滝畑処理 区)	26. 40	9, 628. 20	汚水管渠	平成１４年度	汚水圧送管： 4, 933. 83
合計	1, 580. 57	399, 535. 82	汚水管渠	—	汚水圧送管： 18, 619. 99
		140, 059. 53	雨水管渠		
		3, 095. 27	雨水函渠		
		3, 383. 41	雨水開渠		

（令和6年3月末現在）

2. 業務対象地区・対象施設（下水道施設）

対象地区全域のマンホール形式中継ポンプ場、中継ポンプ場、宅内污水ポンプ施設に加え、流量計、污水貯留施設、滝畑浄化センター、集中浄化槽施設および圧送管路の施設を対象とする。対象施設の詳細を（別紙17）業務対象施設（下水道施設）に示す。

令和8年度以降に設置される施設及び本業務で設置される施設についても維持管理対象施設となる。

対象事業	大和川下流南部流域関連公共下水道（狭山処理区）			
対象施設	箇所数	施設概要	供用年度	備考
マンホール形式 中継ポンプ場	121	標準的な形式 着脱式污水ポンプ 2台 予旋回槽 制御盤・引込計器盤 水位計（投込式・フロート式） 圧送管路（DIP・塩ビ等）	H2～	
中継ポンプ場	3	標準的な形式 ポンプ場建屋 地下式ポンプ槽 污水ポンプ 複数台 制御盤・引込計器盤 水位計（投込式・フロート式） 圧送管路（DIP）	S48～	コミプラ施設として民間が整備 清見台ポンプ場は令和2年度廃止済み 南花台第3中継ポンプ場は令和6年度廃止済み
污水貯留施設	5	貯留槽（旧コミプラ処理場） 電動式弁・仕切弁・ポンプ（2施設） 制御盤・引込計器盤（2施設） 水位計（投込式）（2施設） 施設内管路含む	H16～	施設により運用方法が異なる 自動制御 2施設 その他 手動制御
流量計	7	面測式流量計等 計測盤・引込計器盤	H21～	
宅内污水 ポンプ施設	90	標準的な形式 ポンプ槽（PVC） 污水ポンプ 2台 制御盤 水位計（フロート式） 圧送管路（塩ビ等）		
対象事業	特定環境保全公共下水道（日野地区）			
マンホール形式 中継ポンプ場	19	標準的な形式 着脱式污水ポンプ 2台 予旋回槽 制御盤・引込計器盤 水位計（投込式・フロート式） 圧送管路（DIP・塩ビ等）	H18～	公共下水道として整備
宅内污水 ポンプ施設	11	標準的な形式 ポンプ槽（PVC） 污水ポンプ 2台 制御盤 水位計（フロート式） 圧送管路（塩ビ等）		

対象事業	特定環境保全公共下水道（滝畑処理区）			
対象施設	箇所数	施設概要	供用年度	備考
滝畑浄化センター	1	水処理：単槽式嫌気好気活性汚泥法＋砂ろ過処理 汚泥処理：濃縮し場外搬出（200m ³ /年）	H14	汚泥の場外搬出業務含む
マンホール形式 中継ポンプ場	15	標準的な形式 着脱式汚水ポンプ 2 台 予旋回槽 制御盤・引込計器盤 水位計（投込式・フロート式） 圧送管路（DIP・塩ビ等）	H2～	公共下水道として整備 貯留槽施設（2 か所）あり
宅内汚水ポンプ施設	4	標準的な形式 ポンプ槽（PVC） 汚水ポンプ 2 台 制御盤 水位計（フロート式） 圧送管路（塩ビ等）		
対象事業	高瀬地区排水処理施設			
集中浄化槽施設	1	膜処理型浄化槽（FRP製） 100 人槽	H25～	汚泥の場外搬出は、別業務（本市が別事業者と契約）
宅内汚水ポンプ施設	1	標準的な形式 ポンプ槽（PVC） 汚水ポンプ 2 台 制御盤 水位計（フロート式） 圧送管路（塩ビ等）	H25～	
対象事業	受託（雨水施設）			
マンホール形式 中継ポンプ場	1	着脱式雨水ポンプ 2 台 制御盤・引込計器盤（汚水ポンプと共用） 水位計（投込式・フロート式） 圧送管路（DIP）	H16	排水設備として整備 自然流下ルートを補完するため設置

3. 下水道事業計画等変更業務

3. 1. 下水道事業計画、下水道都市計画及び事業認可変更図書作成業務

下水道事業計画、下水道都市計画及び事業認可変更図書作成業務は、河内長野市下水道施設包括的管理業務基本契約書（以下「基本契約書」という。）とは別途契約の対象業務とする。

（1）対象事業名

「大和川下流南部流域関連公共下水道（狭山処理区）、大和川下流南部流域関連特定環境保全公共下水道（日野地区）、特定環境保全公共下水道（滝畑処理区）」

（2）対象区域

令和2年度に策定した生活排水処理計画において、集合処理を推進する区域と下水道事業に係る計画と整合を図った結果に基づくもの及び事業拡大に基づく計画変更図書作成を行うものとする。（精算の対象業務とする。）

業務内容	対象面積(ha)	実施予定年度
公共下水道全体計画変更	2,894	令和8年度
下水道事業計画変更	汚水25.20 雨水44.16	令和8年度
下水道都市計画事業認可変更	汚水76.49 雨水44.16	令和8年度

3. 2. 下水道ストックマネジメント計画及び総合地震対策計画変更業務

下水道ストックマネジメント計画及び総合地震対策計画変更業務は、基本契約書とは別途契約の対象業務とする。

（1）対象地区

基本的には全地域を対象とするが、ストックマネジメント計画の修繕・改築計画については、下記の地区を対象とする。業務位置は、（別紙16）業務位置図（下水道管路施設）とする。

柳風台地区以下については、すでに修繕・改築計画を策定し、事業の実施中もしくは完了しているものであるが、維持管理情報に基づき対象とする場合がある。（精算の対象業務とする。）

地区名	対象面積 (ha)	延長 (m)	供用年度	備考
清見台地区	56.0	14,874.34	S58	R8～R10 調査対象
美加の台地区	107.3	25,610.26	S59	R8～R10 調査対象
桐ヶ丘地区	4.7	1,603.79	S58	R8～R10 調査対象
あかしあ台地区	8.6	2,929.54	北 S59 南 S63	R8～R10 調査対象
柳風台地区	8.1	1,710.63	S51	R7～R12 改築計画対象
荘園町地区	24.0	5,873.82	S47	R7～R12 改築計画対象
緑ヶ丘地区	46.0	12,894.46	S47	R7～R12 改築計画対象
千代田南町地区	24.0	7,499.08	S40	R3～R7 改築計画対象
南花台地区	83.4	22,538.89	S49	R3～R7 改築計画対象
旭ヶ丘地区	27.0	6,272.15	S48	R3～R7 改築計画対象
大師町地区	19.0	5,965.10	S49	R8～R17 改築計画対象※1
日東町地区	33.3	7,771.97	S48	R8～R17 改築計画対象※1
北青葉台地区	36.3	7,518.29	S44 一部 H9	R8～R17 改築計画対象※1
南青葉台地区	27.5	7,016.12	S46	R8～R17 改築計画対象※1
南ヶ丘地区	25.0	5,537.65	S49	R8～R17 改築計画対象※1
大矢船地区	50.9	12,946.35	S49 一部 H19	R8～R17 改築計画対象※1
合計	581.1	148,562.44	—	

※1 6団地については、改築計画ではすでに完了しているが、重要路線以外の緊急度Ⅱについて R8 以降計画的に改築を実施する。ストックマネジメント計画については、作成済み。

※2 令和 13 年度からの調査対象については、令和 11 年度作成予定のストックマネジメント計画において調査対象地区を決定する。なお、調査対象範囲の規模は、令和 8 年度から調査対象としている範囲と同等の規模とする予定である。

(2) 対象施設

下水道管路については下水道管路施設（污水）の本管、マンホール、取付管、マンホール蓋を対象とする。

下水道施設については、令和 12 年度時点で目標耐用年数を超えるもの及び、保全管理業務において、早期に改築・更新が必要なものを対象とする。（滝畑浄化センター等ストックマネジメント計画策定業務対象施設以外）

本市の目標耐用年数【現段階での基準】

機械 標準耐用年数の 1.7 倍

電気 標準耐用年数の 1.5 倍

ポンプ場としてストックマネジメント計画（実施計画）の施設数は、制御盤の 23 年を基準に計上している。（令和 11 年度変更追加 3 機場、令和 16 年度変更追加 24 機場）但し、受託者の判断により、目標耐用年数及び機場数の見直しを行ってもよいものとする。

(別紙2) 管路編の業務概要

4. 管路施設に関する委託業務内容

業務位置は、(別紙16) 業務位置図(管路施設)とする。

4. 1. 日常的維持管理業務(管路施設)

日常的維持管理業務(管路施設)の内、下記の参考数量表に示す業務については、受託者は全体業務計画書、年間業務計画書及び月間業務計画書(以下「各種業務計画書」という。)に基づき業務を実施する。日常的維持管理業務(管路施設)において受託者が履行した数量が、下表の参考数量と比較し増減があった場合でも、特別な記載がある事項を除き契約変更の対象としない。

日常的維持管理業務(管路施設) 参考数量表

業務内容	実施内容等	参考数量
住民対応等業務(管路施設)	住民対応等 (内、高圧洗浄工)	300件/年 (5日/年)
他工事等受付及び一部立会業務	他工事等受付 (内、立会業務)	50件/年 (-件/年) ※1
検査補助等業務	検査補助等	357件/年 R5年実績
巡視・点検業務	パトロール業務	2回/年
	巡視業務※2	108km/5年
	点検業務※3	215箇所/5年
日常的調査業務	マンホール目視調査工※6	572箇所※4 1,668箇所※5
	管内調査工(大口径)	500m/年
	取付管調査工	300箇所/年※7

※1 工事業者からの立会い依頼があった場合を除き、R6年度より他工事等の受付のみとしている。
R6年度以降で立会いの実績はない。

※2 下水道事業計画に基づく巡視を対象とする。

※3 下水道事業計画に基づくマンホール等目視調査工(汚水)を対象とする

※4 河内長野市下水道ストックマネジメント計画(以下、「SM」という。)対象地区: 荘園町・緑ヶ丘・柳風台地区(令和8年~12年)にある全ての雨水マンホールを対象とする。

※5 SM対象地区: 清見台・美加の台・桐ヶ丘・あかしあ台地区(令和13年~17年)にある全ての雨水マンホールを対象とする。

※6 雨水のマンホール目視調査は、下記日常的維持管理業務(管路施設)数量表のSM対象地区の重要な幹線等における点検業務(雨水)該当マンホールについては、点検実施を必須とし、その他のマンホールについては受託者の判断により点検を実施すること。

※7 住民対応件数と同等数とする。

本業務において、下表に示す業務については、下表に記載した数量を実施すること。

日常的維持管理業務（管路施設） 数量表

業務内容	実施内容等	数量
巡視・点検業務	法定点検（下水道事業計画の「施設の機能の維持に関する方針」に基づく点検業務（污水））	1回／5年
	下水道事業計画に記載の主要な管渠の点検（SM対象地区の重要な幹線等における点検業務（雨水）※3）	1,276m/5年※1 9,560m/5年※2

※1 SM対象地区：荘園町・緑ヶ丘・柳風台地区（令和8年～12年）を対象とする。

※2 SM対象地区：清見台・美加の台・桐ヶ丘・あかしあ台地区（令和13年～17年）を対象とする。

※3 重要な幹線等とは、管径800mm相当以上の雨水施設及び地震発生時緊急輸送路に埋設されている雨水施設をいう。また、マンホール目視調査等の点検・調査情報からの判断により管路調査を行うこととする。

4. 2. 計画的維持管理業務（管路施設）

（1）計画的調査業務（管路施設）

各種業務計画書に基づき業務を実施する。

業務内容	実施内容等	数量
計画的調査業務（管路施設）	本管テレビカメラ調査	500m/年

上記の数量を超えても変更契約の対象としない。

（2）清掃業務（管路施設）

各種業務計画書に基づき業務を実施する。

業務内容	実施内容等	数量
清掃業務（管路施設）	高圧洗浄車清掃	500m/年
	吸引車清掃	100m/年
	障害物除去（超高圧）	100m/年（昼間） 600m/年（夜間） 50箇所/年
	汚泥処分工	排出汚泥 100m ³ を想定

上記の数量を超えても変更契約の対象としない。

(3) 修繕業務（管路施設）

以下に修繕業務（管路施設）の各年度上限額を示す。

修繕業務（管路施設） 各年度上限額

	日常的修繕業務（管路施設）	計画的修繕業務（管路施設）※1
令和8年度	9,900千円（税込み）	0千円（税込み）
令和9年度	9,900千円（税込み）	5,060千円（税込み）
令和10年度	9,900千円（税込み）	0千円（税込み）
令和11年度	9,900千円（税込み）	5,060千円（税込み）
令和12年度	9,900千円（税込み）	0千円（税込み）
令和13年度	9,900千円（税込み）	5,060千円（税込み）
令和14年度	9,900千円（税込み）	0千円（税込み）
令和15年度	9,900千円（税込み）	5,060千円（税込み）
令和16年度	9,900千円（税込み）	0千円（税込み）
令和17年度	9,900千円（税込み）	5,060千円（税込み）

※1 上限額を超える場合は別途協議とする。

4. 3. 計画策定に必要な管路調査業務

（別紙 1）管路施設及び下水道施設に共通する業務概要に示す「下水道ストックマネジメント計画及び総合地震対策計画変更業務」に伴う管路施設の調査を行うものである。（基本契約書とは別途契約の対象業務とする。）

管路調査の対象地区は、「清見台地区・美加の台地区・桐ヶ丘地区・あかしあ台地区」である。それ以外の地区については、過去の調査データおよび維持管理情報を確認した上で、調査を必要に応じ実施する。その場合は、計画的維持管理の調査業務として実施すること。（基本契約書とは別途契約の対象業務とする。）

業務内容	単位	予定数量	備考
本管テレビカメラ調査	km	45.0	清見台地区・美加の台地区・桐ヶ丘地区・あかしあ台地区、R8～R10実施※1
マンホール目視調査	箇所	1,523	清見台地区・美加の台地区・桐ヶ丘地区・あかしあ台地区、R8～R10実施※1

※1 R13～R15にも管路調査は予定しているが調査対象地区及び調査規模は未決定である。令和 11 年度ストックマネジメント計画策定時に調査対象地区及び調査対象規模を決定することとする。（調査規模については清見台地区外 3 地区と同等数量を予定）

4. 4. 実施設計業務（管路施設）

実施設計の実施計画については、下水道管路の整備計画及びストックマネジメント計画の進捗により変更されることがある。（基本契約書とは別途契約の対象業務とする。）

実施設計業務の実施計画			
実施年度	事業	予定業務内容・数量	備考
令和 8 年度	長寿命化対策事業	設計延長 13.5 k m	令和 8 年度以降改築更新
令和 12 年度	長寿命化対策事業	設計延長 4.5 k m	令和 13 年度以降改築更新
令和 17 年度	長寿命化対策事業	設計延長 4.5 k m	令和 18 年度以降改築更新

4. 5. 改築工事（管路施設）

工事の実施計画については、ストックマネジメント計画の進捗により変更されることがある。
（基本契約書とは別途契約の対象業務とする。）また、ストックマネジメント計画や下水道耐震化計画に基づき、施工箇所や規模について、前年度もしくは施工当該年度受託者との協議の上決定するものとする。

工事の実施計画			
実施年度	事業	予定工事請負金額※1	備考
令和 8 年度～ 令和 17 年度	長寿命化対策事業	管更生工事 22,000,000 円/年（税込み）	

※1 予定工事請負金額については、施工箇所や規模により増減する場合がある。

4. 6. 公共汚水ます設置及び改築承諾調査業務

公共汚水ます設置及び改築承諾調査業務については、未普及対策事業及び長寿命化対策事業の進捗により変更されることがある。（基本契約書とは別途契約の対象業務とする。）

公共汚水ます設置及び改築承諾調査の実施計画			
実施年度	事業	予定業務内容・数量	備考
令和 8 年度～ 令和 10 年度	未普及対策事業	調査件数 200 件／年	
	長寿命化対策事業		
令和 10 年度～ 令和 17 年度	長寿命化対策事業	調査件数 200 件/年	

(別紙 3) 施設編の業務概要

5. 下水道施設に関する委託業務内容

5. 1. 施設維持管理業務

(1) 運營業務

(別紙 1) 管路施設及び下水道施設に共通する業務概要 2. 業務対象地区・対象施設(下水道施設)に示す施設について、要求水準を遵守し、適正な管理に努めるものとする。管理方法等についても、受託者において提案することを原則とし、効率的な維持管理を実施すること。

5. 2. 日常的維持管理業務(下水道施設)

(1) 日常的維持管理業務(下水道施設)

業務内容		実施内容等	備考
住民対応等業務 (下水道施設)	住民対応	宅内汚水ポンプ施設等の不具合等による対応	
	事故対応	ポンプ場等の不具合等による対応	
他工事等立会及び一部立会業務 (下水道施設)		他占用者による道路掘削を伴う工事や、関連する工事に伴う現場確認等に係る対応	
災害対応業務(下水道施設)		大雨・暴風等災害に対応する業務 災害時対応訓練等の実施 年2回	

5. 3. 運転管理等業務

(1) 運転・管理業務

施設名	実施内容等	参考頻度
マンホール形式 中継ポンプ場	各施設の運転状況、故障、圧送管路の漏水等発生が無いか巡視点検を実施	週1回程度※1
中継ポンプ場	各施設の運転状況、故障、圧送管路の漏水等発生が無いか巡視点検を実施	週1回程度 通報装置の無い施設が含まれる
汚水貯留施設	雨天時、不明水による汚水量増加に伴い、南花台及び清見台貯留施設について、自動的に運転開始	年7回程度
	上記施設以外の貯留施設については、本市からの連絡により、受託者もしくは本市が手動にて運転開始	年2回程度
	貯留施設運転終了後、手動にて返送作業の実施	年2回程度
流量計	各施設の運転状況、故障等の発生が無いか巡回点検を実施	2カ月に1回程度
宅内汚水 ポンプ施設(汚水)	過去に不具合が多く発生している施設を選定し、運転状況等の巡視点検を実施	受託者で判断

滝畑浄化センター	施設内の流入管から吐出口までの関連する機器の運転、点検、整備、清掃汚泥の管理を実施 水質汚濁防止法等に基づき、汚水を適正に処理し公共用水域に排水する際は、排水基準以下で放流すること。 (排水実績については、(別紙18)排水実績等について(下水道施設)(令和5年度、令和6年度実績)を参考にすること。 汚泥については、当該施設から、衛生処理場は搬出するが、それらは、受託者が実施するものとする。)	実績週3日 流入量の変動対応、機器の自動通報装置による異常時の連絡時は、この時間を超えて実施している。
高瀬地区集中浄化槽	施設内の流入管から吐出口までの関連する機器の運転、点検、整備、清掃汚泥の管理を実施 (汚泥運搬は本市が実施するものとする。)	

※1 マンホール形式中継ポンプ場及び中継ポンプ場については、クラウド等により遠方にて状態監視が可能なものについては、1カ月につき1回以上の点検とする。

(2) 水質等計測業務

施設名	実施内容等	参考頻度
滝畑浄化センター	PH、DO、T-N、T-P及び残量塩素を測定・記録	週3日
	定期的な水質分析及び汚泥の分析(計量証明事業所での分析)	法令参考
	全窒素全リン計・UV計の保守管理、測定に必要な試薬、消耗品等の購入	随時
	全窒素全リン計・UV計の専門業者による校正及び保守点検の実施(修繕が必要な場合は、修繕業務として実施すること)	年1回
高瀬地区集中浄化槽	浄化槽法に基づく水質検査の実施	法令参考

(3) 環境整備業務

施設周辺については、常に美化に努め、清掃及び整理・整頓すること。

施設において、不法投棄等発見した場合は、本市に速やかに報告するものとし、その対処について指示を受けること。

施設名	実施内容等	参考頻度
マンホール形式中継ポンプ場	維持管理上必要な除草等の実施	随時
中継ポンプ場	別業務において、定期的な除草の実施 維持管理上必要な場合除草等の実施※1	随時
汚水貯留施設	別業務において、定期的な除草の実施 維持管理上必要な場合除草等の実施※1	随時

流量計	維持管理上必要な場合除草等の実施	随時
滝畑浄化センター	別業務において、定期的な除草の実施 維持管理上必要な場合除草等の実施※1	随時
高瀬地区集中浄化槽	維持管理上必要な除草等の実施	随時

※1 別業務の履行確認を行い、本市に報告すること。

(4) 物品管理調達業務

本市内で調達可能なものについては、本市内で購入すること。

電気（関西電力）、通信（NTT・ソフトバンク）などのユーティリティについては、他社から調達は可能である。

保守にあたっては、受託者において携帯情報端末（タブレット）を2台準備し、双方がクラウド監視できる体制をとること。

施設名	実施内容等	備考
マンホール形式 中継ポンプ場	電気・通信の調達	電気：関西電力 通信：NTT・ソフトバンク
中継ポンプ場	電気・通信・水道の調達	電気：関西電力 通信：NTT・ソフトバンク
汚水貯留施設	電気・通信・水道の調達	電気：関西電力 通信：NTT
流量計	電気・通信の調達	電気：関西電力 通信：NTT
宅内汚水 ポンプ施設(汚水)	—	電気：住民負担 通信：調達の必要なし
滝畑浄化センター	電気・通信・水道・薬品類 の調達	電気：関西電力 通信：NTT
監視システム	通信・システム使用料の 調達、支払い	通信：NTT システム使用料：クボタ
高瀬地区集中浄化槽	電気・通信・水道・薬品類 の調達	電気：関西電力 通信：NTT

滝畑浄化センターの機械警備については、本市において負担

(5) 緊急時対応業務

停電や施設の不具合は、施設によって、河内長野市役所からの連絡、通報装置等が設置されている場合、電話・FAX・メールにより連絡が入るため、その連絡体制を構築すること。通報装置等の設置がない施設については、受託者の判断により対応すること。

受託者は、1時間以内に対応できる体制とすること。

複数機場の緊急時対応同時発生時の対処方法について、その体制を示すこと。

溢水が発生した場合は、直ちに、清掃・消毒をすること。

各施設に設置されている通報装置については、受託者において連絡先を変更すること。

緊急的に修繕が必要な場合は、要求水準書（施設編）第1章第4節3.修繕業務（下水道施設）の費用を充てることができる。

5. 4. 計画的維持管理業務（下水道施設）

(1) 保守点検業務

施設名	実施内容等	参考頻度
マンホール形式 中継ポンプ場	各施設の定期点検及び保守点検を実施	定期点検 年1回 保守点検 月1回
	電気事業法に定める電気工作物の維持点検等の保安管理を実施	年1回
中継ポンプ場	各施設の定期点検及び保守点検を実施	定期点検 年1回 保守点検 月1回
	電気事業法に定める電気工作物の維持点検等の保安管理を実施	年1回
汚水貯留施設	各施設の定期点検及び保守点検を実施	定期点検 年1回 保守点検 月1回
	電気事業法に定める電気工作物の維持点検等の保安管理を実施	年1回

施設名	実施内容等	参考頻度
流量計	各施設の定期点検及び保守点検を実施	定期点検 年1回
宅内汚水 ポンプ施設(汚水)	各施設の定期点検及び保守点検を実施	受託者で判断
滝畑浄化センター	各施設の定期点検及び保守点検を実施	定期点検 年1回 保守点検 月1回
	電気事業法に定める電気工作物の維持点検等の保安管理を実施	法令参考
高瀬地区集中浄化槽	浄化槽法に基づく点検を実施	法令参考

(2) 保全管理業務

施設台帳システムについては、一部更新されていない可能性があり、設備作成リスト作成時に修正等行うこと。

施設名	特記事項	備考
マンホール形式 中継ポンプ場	滝畑地区の5機場については、調査済み	滝畑浄化センター外機械電気設備調査診断業務を参考
中継ポンプ場	清見台ポンプ場については、令和2年度末廃止 南花台第3中継ポンプ場については、令和6年度末廃止	
汚水貯留施設	南花台及び清見台以外は、保全管理業務の対象外とする	
流量計		
宅内汚水 ポンプ施設(汚水)		
滝畑浄化センター	点検調査実施済み（建築設備を除く）	滝畑浄化センター外機械電気設備調査診断業務を参考
監視システム	クボタ製運転状況閲覧システム	

高瀬地区集中浄化槽	平成30年度より下水道事業に移管	
-----------	------------------	--

(3) 修繕業務（下水道施設）

修繕業務（下水道施設）について、予定されている修繕業務のうち滝畑浄化センター及び高瀬地区集中浄化槽については、適切なリスク管理のもと流入量に見合った運転時間の最適化と適切な維持管理を行うことで、計画修繕のサイクルを延長し、もって設備 LCC の低減を図ること。

修繕業務（下水道施設）に係る費用については、過年度実績を踏まえ計上している。下記に記載の費用については上限とする。上限額を超えることの無いよう計画的に実施すること。超える場合は、別途契約の対象とするか否かは本市、受託者の双方の協議による。（精算の対象業務とする。）

予定されている修繕業務（受託者の判断により変更することができる）			
施設名	実施年度	実施内容等	備考
滝畑浄化センター	令和8年度	No. 1砂ろ過修繕※1	参考見積 7,150 千円（税込み）
滝畑浄化センター	令和9年度	No. 2砂ろ過修繕※1	参考見積 7,150 千円（税込み）
滝畑浄化センター	令和10年度	脱臭塔修繕※2	参考見積 5,500 千円（税込み）
高瀬地区集中浄化槽	令和11年度	液中膜交換※3	参考見積 5,280 千円（税込み）

※1 修繕内容：ろ過砂・エアリフトパイプ更新、本体内部清掃、補修塗装

※2 修繕内容：活性炭・カートリッジパッキン交換、塔内・ミストセパレーター点検清掃

※3 修繕内容：液中膜・制御部品更新、吸引チューブパッキン類交換

※4 現在、令和12年度以降の計画的修繕計画がないが、令和11年度予定しているストックマネジメント計画の変更等において必要となった場合は、本市および受託者において、契約方法について協議の上決定する。

過年度を踏まえた修繕業務用（上限額）※1	
業務	令和8年度～令和17年度
修繕業務	8,250千円/年（税込み）

※1 予定されている修繕業務は含まない。

(4) 清掃業務（下水道施設）

本市内の事業者の活用を検討すること。

施設名	実施内容等	参考頻度
マンホール形式 中継ポンプ場	ポンプ槽内及び設備の洗浄	月 1 回程度実施
	ポンプ槽内のスカムの除去	必要に応じ実施
中継ポンプ場	ポンプ槽内及び設備の洗浄	月 1 回程度実施
	ポンプ槽内のスカムの除去	必要に応じ実施
汚水貯留施設	貯留槽内の清掃	必要に応じ実施
宅内汚水 ポンプ施設(汚水)	ポンプ槽内の設備の洗浄・スカムの除去	受託者で判断

5. 5. 実施設計業務・工事（下水道施設）

(1) 実施設計業務（下水道施設）

実施設計業務（下水道施設）については、下水道管路の整備やストックマネジメント計画、下水道総合地震対策計画の進捗により変更されることがある。（基本契約書とは別途契約の対象業務とする。）

実施設計業務（下水道施設）の実施対象については、本市と協議の上決定することとする。

(2) 工事（下水道施設）

工事（下水道施設）については、下水道管路の整備やストックマネジメント計画、下水道総合地震対策計画の進捗により変更されることがある。（基本契約書とは別途契約の対象業務とする。）
なお、引込柱の建柱、電線管布設及びマンホールについては、河内長野市発注土木工事にて施工する。また、未普及工事における汚水ポンプ設置の工事費の算定は、別図1を標準とし、1機場当たりとして積算すること。

改築工事の実施計画（マンホール形式中継ポンプ場、中継ポンプ場）については、ストックマネジメント計画や維持管理による施設状態に基づき、施工箇所や改築内容について、前年度もしくは施工当該年度受託者との協議の上決定するものとする。

未普及工事の実施計画（マンホール形式中継ポンプ場、中継ポンプ場）			
実施年度	施設概要	実施内容	設計の実施
令和8年度	高向地区	汚水ポンプ1箇所	実施設計図面有
令和9年度	下里地区・小山田地区 加賀田地区	汚水ポンプ4箇所	実施設計図面有

改築工事の実施計画（マンホール形式中継ポンプ場、中継ポンプ場）			
実施年度	事業	予定工事請負金額※1	設計の実施
令和8年度 ～ 令和17年度	長寿命化対策事業	27,500,000 円/年（税込み）	設計に関する図書の提出が必要

※1 予定工事請負金額については、施工箇所や規模により増減する場合がある。

(別紙 4) 遵守法令等

- (1) 健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号)
- (2) 労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号)
- (3) 労働者災害補償保険法 (昭和 22 年法律第 50 号)
- (4) 消防法 (昭和 23 年法律第 186 号)
- (5) 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号)
- (6) 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号)
- (7) 港湾法 (昭和 25 年法律第 218 号)
- (8) 毒物及び劇物取締法 (昭和 25 年法律第 303 号)
- (9) 道路法 (昭和 27 年法律第 180 号)
- (10) 下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号)
- (11) 中小企業退職金共済法 (昭和 34 年法律第 160 号)
- (12) 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号)
- (13) 河川法 (昭和 39 年法律第 167 号)
- (14) 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号)
- (15) 騒音規制法 (昭和 43 年法律第 98 号)
- (16) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)
- (17) 水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号)
- (18) 酸素欠乏症等防止規則 (昭和 47 年労働省令第 42 号)
- (19) 労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)
- (20) 雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号)
- (21) 振動規制法 (昭和 51 年法律第 64 号)
- (22) 環境基本法 (平成 5 年法律第 91 号)
- (23) 個人情報保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号)
- (24) 河内長野市下水道条例 (昭和 61 年河内長野市条例第 26 号)
- (25) 河内長野市契約事務規則 (平成 8 年河内長野市規則第 7 号)
- (26) 河内長野市個人情報保護条例 (平成 9 年河内長野市条例第 3 号)
- (27) 河内長野市上下水道部に係る契約に関する規程 (平成 28 年上下水管規程第 9 号)
- (28) 河内長野市公共下水道宅内汚水ポンプ施設設置要綱 (平成 28 年上下水道事業要綱第 13 号)
- (29) 河内長野市上下水道部に係る契約からの暴力団排除措置要綱 (平成 26 年水道事業要綱第 4 号)

（別紙 5）履行開始時の提出書類

提出書類を以下に示す。なお、書類（紙）での提出が求められる提出書類についても、本市が認めた書類は電子データによる提出もできるものとする。

提出書類名	提出部数	提出時期・記載事項等
身分証明書発行申請書	1	・契約締結後速やかに提出すること。 ・業務に従事する者の氏名及び生年月日を記載すること。
統括管理責任者及び主任技術者、照査技術者及びその他技術者届	電子	・契約締結後速やかに提出すること。 ・水質管理責任者及び責任技術者については、その他技術者届により提出すること。
酸素欠乏危険作業主任者届	電子	・契約締結後速やかに提出すること。 ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証の写しを添付すること。
全体業務計画書	1	・契約締結後速やかに提出すること。 ・要求水準書（共通編）第3章第2節1. 全体業務計画書作成業務の内容に基づくこと
年間業務計画書	1	・初年度において、全体業務計画書提出日から業務履行開始日までに、当該年度の業務実施計画を本市と協議の上提出すること。 ・受託者の裁量により決定、選定する事項についても記載の上提出すること。なお、協議の必要はない。
月間業務計画書	電子	・令和9年4月の計画を全体業務計画書提出日から業務履行開始日までに提出すること。
週間作業予定表（週間工程表）	電子	・令和9年4月第1週の習慣作業予定を全体業務計画書提出日から業務履行開始日までに提出すること。
修繕事前計画書	電子	・全体業務計画書提出日から業務履行開始日までに、令和9年度に修繕業務（管路施設）実施を計画する場所及び方法（概要）を記載し提出すること。
セルフモニタリング計画書（案）	1	・契約締結後速やかに提出すること ・（別紙13）モニタリングの基本的な方針を基に作成すること。
再委託届	電子	・本業務の一部を再委託する場合に提出すること。 ・次の事項を記載すること。 ① 再委託先の名称 ② 再委託の種類、期間、範囲等 ③ 再委託先に対する指導方法等 ④ その他本市が指示する事項
事務所使用申請書	電子	・本市執務室を業務事務所とする場合、契約締結後速やかに提出すること。
行政財産使用許可申請書	電子	・契約締結後速やかに提出すること。
誓約書	電子	・要求水準書（共通編）第1章14. 河内長野市の契約からの暴力団排除に基づく、誓約書（本市様式）を提出すること。
前支払い請求書及び明細	—	・別途契約時に定める

別途契約業務に関する提出書類	1	・別途契約時に定める。
----------------	---	-------------

（別紙 6）業務実施期間中の提出書類

提出書類を以下に示す。なお、書類（紙）での提出が求められる提出書類についても本市が認めた書類は、電子データによる提出もできるものとする。

提出書類名	提出部数	提出時期・記載事項等
セルフモニタリング計画書	1	・セルフモニタリング計画書（案）を基に本市と協議し、初年度下半期に提出すること
年間業務計画書	1	・内容に変更があるごとに提出すること。 ・2年度目以降は、各年度3月25日までに、翌年度の業務実施計画について、本市と協議の上提出すること。 ・受託者の裁量により決定、選定する事項についても記載の上提出すること。なお、協議の必要はない。
月間業務計画書	電子	・各月25日までに、翌月の計画について提出すること。
年間業務報告書	1	・指定する期日までに、提出すること。 ・業務ごとに、実施した作業の内容、進捗状況等について記載すること。 ・更新計画案作成について反映すること。 ・セルフモニタリング結果（セルフモニタリング報告シート※含む。）を記載すること。
月間業務報告書	電子	・各月5日までに、提出すること。 ・業務ごとに、実施した作業の内容、進捗状況等について記載すること。 ・更新計画案作成について反映すること。 ・セルフモニタリング報告シート※による進捗状況を記載すること。
中間業務報告書	1	・指定する期日までに、提出すること。 ・各業務の成果品を取りまとめ、本市の維持管理及び次期事業の一層の効率化に資する提言を含め提出すること。 ・要求水準等の達成状況を取りまとめの上提出すること。 ・施設情報や維持管理情報等引き継ぐ必要がある事項について取りまとめの上提出すること。 ・次期事業に引き継ぐべき事項について取りまとめ提出すること。 ・セルフモニタリング結果（セルフモニタリング報告シート※含む。）を記載すること。
事故報告書	1	・事故発生時に事故内容を報告すること
業務引継ぎに係る実施計画書	電子	・（別紙14）業務準備期間及び業務移行期間の実施方法等に基づき提出すること。
各種マニュアル	電子	・随時作成し提出すること。
打合せ記録簿	電子	・打合せの都度、提出すること。
作業日報	電子	・本市が提出を求めた時。
週間作業予定表（週間工程表）	電子	・原則、前週の木曜日までに提出すること。ただし、提出する週の木曜日又は金曜日が休日の場合は、水曜

		日までに提出すること。
点検調査計画書（現地調査）	電子	・業務実施前に提出すること。 ・本市の承諾を得ること。 ・位置図、概要、施工管理、品質管理、写真等を作成し提出すること。
修繕事前計画書	電子	・各年度3月25日までに、翌年度に修繕業務（管路施設）実施を計画する場所及び方法（概要）を記載し提出すること。ただし、初年度は指定する期日までに、提出すること。
修繕計画書	電子	・業務実施前に、見積書、内訳書、位置図、仕様書、図面等を作成し提出すること。
修繕完了届	電子	・業務終了後速やかに提出すること。 ・位置図、概要、施工管理、品質管理、写真等を作成し提出すること。
緊急連絡表	電子	・夏季休暇、年末年始休暇及び大型連休を迎えるに当たって提出すること。
資料・物品貸与申請書	電子	・資料及び物品を借用するにあたって提出すること。
各種届出の写し	電子	・法令等に基づき、官公署へ届け出た文書の写しを提出すること。
支払い請求書及び明細	1	・契約書に基づく支払い請求にあたって提出すること。
変更届	1	・提出した書類に変更がある場合、変更した書類と共に速やかに提出すること。
別途契約業務に関する提出書類	1	・別途契約時に定める。

※（別紙 13）モニタリングの基本的な方針を参照

（別紙 7）業務完了時の提出書類

提出書類を以下に示す。なお、書類（紙）での提出が求められる提出書類についても本市が認めた書類は、電子データによる提出もできるものとする。

提出書類名	提出部数	提出時期・記載事項等
業務完了届	1	・業務完了後、速やかに提出すること。 ・本市様式を使用すること。
業務報告書	1	・業務完了日までに提出すること。 ・各業務の成果品を取りまとめ、本市の維持管理及び次期事業の一層の効率化に資する提言を含め提出すること。 ・要求水準等の達成状況を取りまとめの上提出すること。 ・セルフモニタリング結果（セルフモニタリング報告シート含む。）を記載すること。
各種マニュアル	電子	・とりまとめの上提出すること。
資料・物品貸与返還書	電子	・資料及び物品を借用したものを変換する際、目録を提出すること。
その他参考資料	電子	・業務完了後、速やかに提出すること。
上記図書の電子成果品（CD-R又はDVD-R等）	電子	・業務完了後、速やかに提出すること。
支払い請求書及び明細	1	・契約書に基づく支払い請求にあたって提出すること。 ・本市様式を使用すること。
別途契約業務に関する提出書類	1	・別途契約時に定める。
その他	1	・別途本市が指示する事項について提出すること。

(別紙 8) 業務実施体制

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに次に掲げる統括管理責任者及び主任技術者、照査技術者等を配置すること。なお、特別な記載がある場合を除き、統括管理責任者及び主任技術者、照査技術者は兼務可能とする。また、大阪狭山市公共下水道施設包括的維持管理業務（第 3 期）における統括管理責任者及び主任技術者、照査技術者としても特別な記載がある場合を除き兼務可能とする。
- (2) 受託者は、統括管理責任者又は主任技術者のいずれかを業務事務所若しくは現場に常駐させ、運営を担うものとする。
- (3) 受託者は、概ね 1 時間以内の各種対応が可能な体制を整えるものとする。
- (4) 受託者は、統括管理業務及び日常的維持管理業務（管路施設）、日常的維持管理業務（下水道施設）については再委託できないものとする。
- (5) 統括管理責任者は、本業務の最高責任者として下水道管路施設及び下水道施設の高度な技術及び知識、相当の経験を有し、全ての業務内容を理解し、本業務を統括的に管理、運営できる者であり、過去 10 年間（平成 27 年 4 月 1 日以降を指す。）において統括管理業務と同種業務又は類似業務¹の履行実績（履行中含む。）を単独又は複数の業務経験期間を合算し累積で 1 年以上有すること。ただし、履行中の場合の期間については実施要領に示す参加資格確認基準日までの期間とする。また、本市との連絡窓口を務め、各種業務の的確な判断、指揮、監督、教育を行うとともに、技術の向上及び事故の防止に努めるものとする。
- (6) 下水道事業計画等変更業務及び実施設計業務（管路施設）、実施設計業務・工事（下水道施設）における実施設計業務（下水道施設）の主任技術者及び照査技術者は、技術士（総合技術監理・上下水道（選択科目を上下水道一下水道とするものに限る。）、又は技術士（上下水道（選択科目を下水道とするものに限る。）の資格を有している者であること。また、下水道事業計画等変更業務及び実施設計業務（管路施設）、実施設計業務・工事（下水道施設）における実施設計業務（下水道施設）における主任技術者及び照査技術者は、それぞれの業務と同種業務又は類似業務¹の履行実績（履行中含む。）を単独又は複数の業務経験期間を合算し累積で 1 年以上有すること。ただし、履行中の場合の期間については実施要領に示す参加資格確認基準日までの期間とする。なお、同一の業務において主任技術者と照査技術者を兼ねることはできない。
- (7) 日常的維持管理業務（管路施設）の主任技術者は、下水道管路施設及び下水道施設の維持管理に関しての専門知識及び経験を有し、専門技士や作業員等に適切な指示を与え、業務を適切に実施できる者であり、業務に従事する者の技術上の指導監督を担うものとする。また、日常的維持管理業務（管路施設）の主任技術者は過去 10 年間（平成 27 年 4 月 1 日以降を指す。）において日常的維持管理業務（管路施設）と同種業務又は類似業務¹の履行実績（履行中含む。）を単独又は複数の業務経験期間を合算し累積で 1 年以上有すること。ただし、履行中の場合の期間については実施要領に示す参加資格確認基準日までの期間とする。なお、日常的維持管理業務（管路施設）の主任技術者は大阪狭山市下水道施設包括的維持管理業務（第 3 期）も含め、その他の配置技術者と兼務はできないものとする。

- (8) 計画的維持管理業務（管路施設）、公共汚水ます設置及び改築承諾調査業務の主任技術者は、下水道管路施設及び下水道施設の維持管理に関する専門知識及び経験を有し、専門技士や作業員等に適切な指示を与え、業務を適切に実施できる者であり、業務に従事する者の技術上の指導監督を担うものとする。また、計画的維持管理業務（管路施設）の主任技術者は過去 10 年間（平成 27 年 4 月 1 日以降を指す。）において計画的維持管理業務（管路施設）と同種業務又は類似業務¹の実績（履行中含む。）を 1 件以上有すること。
- (9) 計画策定に必要な調査業務についての主任技術者は、公益社団法人日本管路管理業協会認定の下水道管路管理総合技士もしくは下水道管路管理主任技士の資格または上記と同等の資格を有している者であること。また、計画策定に必要な調査業務の主任技術者は過去 10 年間（平成 27 年 4 月 1 日以降を指す。）において計画策定に必要な調査業務と同種業務又は類似業務¹の実績（履行中含む。）を 1 件以上有すること。また、調査業務従事者には、下水道管路管理専門技士（調査部門）が含まれているものとする。
- (10) 改築工事（管路施設）及び実施設計業務・工事（下水道施設）における工事（下水道施設）についての主任技術者は、土木一式工事についての建設業法第 27 条の 18 第 1 項の監理技術者資格者証の交付を受けた者であること。また、受託者は、改築工事（管路施設）及び修繕業務（管路施設）、改築工事（下水道施設）に当たり、建設業法や各種通知、ガイドライン等を遵守の上、工事の目的に応じた現場代理人、監理技術者等（本項に限り建設業法に規定する、主任技術者、監理技術者、専門技術者等のことをいう。）を充てること。
- (11) 施設維持管理業務及び運転管理等業務、計画的維持管理業務（下水道施設）の主任技術者は、下水道管路施設及び下水道施設の維持管理に関する専門知識及び経験を有し、作業員等に適切な指示を与え、業務を適切に実施できる者であり、業務に従事する者の技術上の指導監督を担うものとする。また、施設維持管理業務及び運転管理業務、計画的維持管理業務（下水道施設）の主任技術者は、それぞれの業務と同種業務又は類似業務¹の実績（履行中含む。）を 1 件以上有すること。
- (12) 日常的維持管理業務（下水道施設）の主任技術者は、下水道管路施設及び下水道施設の維持管理に関する専門知識及び経験を有し、作業員等に適切な指示を与え、業務を適切に実施できる者であり、業務に従事する者の技術上の指導監督を担うものとする。また、日常的維持管理業務（下水道施設）の主任技術者は、日常的維持管理業務（下水道施設）と同種業務又は類似業務¹の履行実績（履行中含む。）を単独又は複数の業務経験期間を合算し累積で 1 年以上有すること。ただし、履行中の場合の期間については実施要領に示す参加資格確認基準日までの期間とする。
- (13) 施設維持管理業務及び日常的維持管理業務（下水道施設）、運転管理等業務、計画的維持管理業務（下水道施設）にあたる主任技術者のいずれかは、下水道法第 22 条第 2 項に規定する有資格者であること。また、第 3 種電気主任技術者以上、第 1 種又は第 2 種電気工事士等維持管理に必要な資格者であること。

¹ 同種業務とは、一般的な技術体系の中で、発注する業務内容から鑑みて、同種の技術内容によって行われた業務とする。また、類似業務とは、一般的な技術体系の中で、発注する業務内容から鑑みて、類似の技術内容によって行われる業務とする。

- (14) 水質管理について3年以上の実績を有する者を水質管理責任者として配置すること。
- (15) 受託者は、下水道法第22条の有資格者又は公益社団法人日本管路管理業協会認定の下水道管路管理総合技士もしくは下水道管路管理主任技士の資格を有する者が含まれているものとする。
- (16) 受託者は河内長野市下水道条例（昭和61年河内長野市条例第26号）第9条第7項に基づく責任技術者が含まれているものとする。
- (17) 受託者は、社内教育等において下水道管理に関する専門的講習を受け、かつ、酸欠・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者を、所定の業務に従事させるものとする。
- (18) 受託者は、下水道施設の内部で作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、作業現場に常駐させ、所定の業務に従事させるものとする。
- (19) 受託者は、資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者を充てるものとし、かつ、必要に応じて誘導員を配置するものとする。
- (20) 受託者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい業務を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させるものとする。
- (21) 受託者は、適正な業務の進捗を図るとともに、そのために必要な十分な作業員を配置するものとする。
- (22) 受託者は、本市が発行する身分証明書を常に携帯し、業務に従事するものとする。

(別紙 9) 準備機材

機材名	用途	業務事務所への常備	
		不要	必要
高圧洗浄車（管路施設・施設）	管路の不具合発生時において、管路内の洗浄、ポンプ槽、貯留槽等のスカム引抜き等を使用	○	
吸引車（管路施設・施設）		○	
テレビカメラ車（管路施設）	自走式テレビカメラ搭載車、本管のテレビカメラ調査に使用	○	
取付管用TVカメラ（管路施設）	取付管のテレビカメラによる点検に使用		○
小型高圧洗浄機等（管路施設・施設）	公共汚水桝・取付管の点検・調査・清掃に使用		○
作業車両（管路施設・施設）	巡視点検・調査、緊急時対応業務等を使用		○
吊り上げ機器（施設）	ポンプ引上げ点検等を使用	○	
高圧洗浄機・タンク（施設）	ポンプ槽、貯留槽等の洗浄に使用	○	
酸素濃度等測定器・複合ガス検知器・発電機・送風機・交通保安用具（管路施設・施設）	管路、マンホール内、ポンプ槽、貯留槽等の作業に際して使用		○

※ 隣接市町村における同様業務にて使用する機材を充てることも可能とする。

※ 上記機材の使用に必要な燃料、消耗品等の他、業務事務所の運営に必要な備品等を含む。

※ 常備が不要なものに関しては、迅速に対応できる配備計画とすること。

(別紙 10) 貸与資料等リスト

1. 貸与資料等及びシステム等

貸与資料名	備考
河内長野市下水道台帳システムのアカウント及び関連機器	河内長野市下水道台帳システムのアカウント及びシステムを利用するに当たり必要なノートパソコンを貸与する。また、業務で作成したデータの保管等が可能なファイルサーバーの使用権限を貸与する。
設備完成図書	一部不明なものが含まれる。
維持管理関係図書	過去5年程度
TVカメラ調査データ	調査済み資料全て
マンホール蓋調書（簡易調査結果）	
河内長野市下水道管路施設包括的管理業務の報告書等	未完了の業務については、一部貸与できない資料があります。
河内長野市下水道施設包括的管理業務の報告書等	未完了の業務については、一部貸与できない資料があります。
滝畑浄化センター外機械電気設備調査診断業務	平成28・29年度実施
ストックマネジメント計画策定業務	令和5・6年度実施
過年度実施されている業務委託等の報告書	

(別紙 11) 参考図書

- (1) 本市の下水道標準構造図
- (2) 本市の設計基準書
- (3) スtockマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案)(国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部)
- (4) 下水道施設改築・修繕マニュアル(案)(社団法人日本下水道協会)
- (5) 下水道施設維持管理積算要領―管路施設編―(社団法人日本下水道協会)
- (6) 下水道施設維持管理積算要領―終末処理場、ポンプ場施設編―(社団法人日本下水道協会)
- (7) 下水道施設計画・設計指針と解説(社団法人日本下水道協会)
- (8) 下水道維持管理指針(社団法人日本下水道協会)
- (9) 下水道施設の耐震対策指針と解説(社団法人日本下水道協会)
- (10) 下水道の地震対策マニュアル(社団法人日本下水道協会)
- (11) 管更生の手引き(案)(社団法人日本下水道協会)
- (12) 下水道管きょ改築等の工法選定の手引き(案)(社団法人日本下水道協会)
- (13) 下水道管路施設腐食対策の手引き(案)(社団法人日本下水道協会)
- (14) 下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル(案)(社団法人日本下水道協会)
- (15) 水理公式集(土木学会)
- (16) コンクリート標準示方書(土木学会)
- (17) 日本産業規格(JIS)
- (18) 日本下水道協会規格(JSWAS)
- (19) 道路橋示方書・同解説(日本道路協会)
- (20) 土木工学ハンドブック(土木学会)
- (21) 土質工学ハンドブック(土質工学会)
- (22) 都市・地域整備局所管補助事業実務必携(国土交通省)
- (23) 水門鉄管技術基準(水門鉄管協会)
- (24) 港湾構造物設計技術基準(日本港湾協会)
- (25) 道路構造令、同解説と運用(国土交通省、日本道路協会)
- (26) 下水道管路維持管理計画の策定に関する指針(JIS A 7501:2013)(日本規格協会)
- (27) 下水道管路施設の緊急点検実施マニュアル(案)(公益社団法人日本下水道協会)
- (28) 下水道管路施設維持管理マニュアル(社団法人日本下水道管路管理業協会)
- (29) 下水道管路施設維持管理積算資料(社団法人日本下水道管路管理業協会)
- (30) 下水道管路改築・修繕事業技術資料～調査から施工管理まで～(財団法人下水道新技術推進機構)
- (31) 管きょ更生工法の品質管理技術資料(財団法人下水道新技術推進機構)
- (32) 管きょ更生工法(二層構造管)技術資料(財団法人下水道新技術推進機構)
- (33) マンホールの改築及び修繕に関する設計の手引き(案)(社団法人日本下水道管路管理業協会)
- (34) 管きょの修繕に関する手引き(案)(社団法人日本下水道管路管理業協会)

- (35) 取付管の更生工法による設計の手引き(案) (社団法人日本下水道管路管理業協会)
- (36) 下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル(案) (管路診断コンサルタント協会)
- (37) 下水道管きょ改築・修繕にかかる調査・診断・設計実務必携 (管路診断コンサルタント協会編集 (経済調査会))
- (38) 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン-2017 年版 (公益社団法人日本下水道協会)
- (39) マンホールの蓋等の取替に関する設計の手引き(案) (公益社団法人日本下水道管路管理業協会)
- (40) 事例ベースモデリング技術を用いた雨天時浸入水発生領域の絞り込みに関する技術マニュアル (財団法人下水道新技術推進機構)
- (41) 流出解析モデル利活用マニュアル (財団法人下水道新技術推進機構)
- (42) 下水道事業における費用効果分析マニュアル(案) (社団法人日本下水道協会)
- (43) 効率的な汚水処理施設整備のための都道府県マニュアル(案) (社団法人日本下水道協会)
- (44) 分流式下水道における雨天時浸入水対策計画の検討マニュアル (財団法人下水道新技術推進機構)
- (45) 下水道マンホールポンプ施設の改築計画に関する技術資料 (日本下水道新技術機構)
- (46) 下水道施設電気設備の更新方法に関する技術資料 (日本下水道新技術機構)

(別紙 12) リスク分担表

本市と受託者のリスク分担について下記の表によらない場合は、双方により協議すること。

リスクの種類		リスクの内容	本市	受託者
共通	募集手続きリスク	実施要領等の記載の誤りや内容の変更等によるもの	○	
	応募コストリスク	応募手続きに係るコストに関するもの		○
	契約リスク	優先交渉権者等と契約締結できない又は契約手続に時間を要するもの	○	○
	税制変更リスク	法人税の変更及び受託者の利益に課せられる税等広く一般的に適用されるもの		○
		消費税の変更及び新税設立等に関するもの	○	
	環境保全リスク	受託者が行う業務に起因する環境問題（有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、光、臭気等）に関するもの		○
		受託者以外が行う業務に起因する環境問題（有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、光、臭気等）に関するもの	○	
	第三者賠償リスク	要求水準書等に従って本業務を履行しても避けることができないもの	○	
		受託者の業務履行上の過失により損害を及ぼす通常の不法行為によるもの		○
		施設の維持管理及び工事等、業務履行の不備・未達によるもの		○
		上記以外のもの（本市が行う業務に起因する事故等）	○	
	不可抗力によるリスク	災害、天災等によるもの	○	
	受託者の債務不履行リスク	事業の中断・放棄等		○
		受託者のサービス水準の低下及び要求水準等の未達等		○
	本市の債務不履行リスク	本市による債務不履行	○	
	契約条件変更リスク	本市の提示条件、指示及び判断の不備・変更による業務条件変更	○	
		上記以外の事由によるもの		○
	契約遅延リスク	本市の計画・設計条件等の変更により各年度の契約締結までに要する期間が延長するもの	○	
		上記以外のもの		○
	契約費用増加リスク	本市の計画・設計条件等の変更による契約に必要な費用が増加するもの	○	
		上記以外のもの		○
	技術革新リスク	専ら受託者の業務遂行上で、新しい技術の採用によって追加費用が発生する場合		○
	利用者対応リスク	本業務に履行に係る上下水道使用者からの苦情及びトラブル	※2	○
	事業終了時の延長リスク	受託者の責による事象によるもの		○
		上記以外のもの	○	
	法令等の変更リスク	本業務に直接関係する法令等の変更	○	
		本業務のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更		○
	住民問題リスク	本業務を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟	○	
		受託者の業務実施に伴い生じる住民反対運動、訴訟		○
	物価・金利変動リスク	委託期間のインフレ・デフレ	○	△※3

維持管理・設計・建設	国交付金リスク	国交付金が得られなかった場合、別途契約の工事は履行対象外とし、実施要領に示した受託額が得られなくなるリスク		○
		国交付金が得られなかった工事の実施リスク及び工事を実施しなかったことに起因した施設・管路の不具合等リスク	○	
	施設の契約不適合リスク	改築後の施設・管路に契約不適合が見つかった場合	○	△※4
		未調査等の状況把握が困難な範囲における既存施設の契約不適合	○	
		上記以外の既存施設の契約不適合	※1	○
	施設損傷リスク	受託者の責（帰責事由）に起因するもの		○
		本市の責（帰責事由）に起因するもの	○	
		下水道使用者に起因するもの	○	
	下水の水量変動リスク	水量変動に伴う変動費の増減	○	
	下水の水質、汚泥含水率変動リスク	流入水による場合又はやむを得ない場合による経費の増加	○	
		上記以外の経費の増加		○
	施設に関する突発修繕費増大リスク※5	受託者の責による補修費の増大		○
		上記以外によるもの	○	

※1 適正な管理状態にある場合は、受託者にリスク分担を求めない。

※2 受託者の責、もしくは過去業務におけるものはリスク分担を求めない。

※3 物価変動については、本市負担とし、一定の費用変動以上の場合に費用改定を行う。

※4 契約不適合期間については、受託者負担とし、以降については本市負担とする。

※5 施設とは、（別紙 17）業務対象施設（下水道施設）における公共下水道対象施設（中継ポンプ、流量計、貯留槽、宅内汚水ポンプ、雨水中継ポンプ）、特定環境保全公共下水道対象施設（終末処理場、中継ポンプ、宅内汚水ポンプ）、排水処理施設（集中浄化槽、宅内汚水ポンプ）が対象となる。

(別紙13) モニタリングの基本的な方針

1. 総論

1. 1. モニタリングの基本的な方針の位置づけと目的

モニタリングの基本的な方針（以下「本方針」という。）は、受託者が、本業務の契約書等に定める業務を適正に履行されることを確認するため本市が行うモニタリング及び受託者が行うセルフモニタリングについて、その内容を示すものである。

本方針の位置付けと受託者が提出する書類等との関係性を下図に示す。

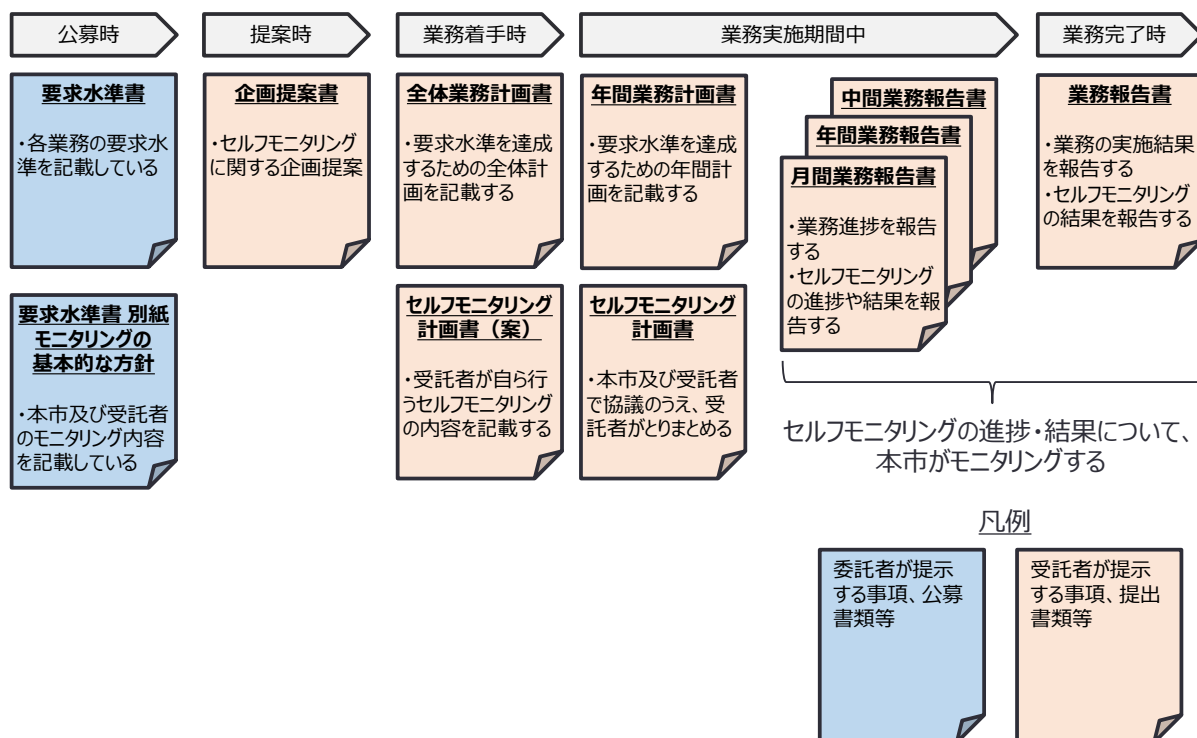


図 本方針の位置付けと受託者が提出する書類等との関係性

1. 2. 履行監視（モニタリング）の概要

本業務における履行監視（モニタリング）とは、履行期間にわたり、受託者が提供するサービス水準がアウトカム指標を充足しているか、契約の履行が適切に実施されているか等を本市が監視する行為である。

本市は、受託者の実施する業務内容をモニタリングすることにより、必要に応じて業務改善や執行体制の見直しを求めることができるものとする。

1. 3. モニタリングを行う体制

本業務におけるモニタリングの体制は、以下のとおりとする。

(1) 受託者によるモニタリング

受託者は、自らが作成したセルフモニタリング計画に基づき、本業務の履行状況が要求水準を充足しているかについて、セルフモニタリングを行う。受託者が行うセルフモニタリングに要する費用は、受託者が負担する。

(2) 本市によるモニタリング

本市は、本方針に基づき書面もしくは会議体の方法により、本業務の履行状況が要求水準を充足しているかの確認を、受託者のセルフモニタリングの結果を踏まえながら実施する。なお、本市が必要と判断した場合は、現地の確認を行う場合がある。

(3) 第三者機関によるモニタリング支援

第三者機関によるモニタリング支援は、本市によるモニタリングを第三者機関が部分的に補完・支援することを目的として、本市が第三者機関へ別途支援業務等を委託することを指す。

第三者機関によるモニタリング支援が実施される場合、本市から第三者機関へ本業務に関する資料を提供することがある。また、第三者機関は2. 2. モニタリングの方法(2)及び(3)に示すモニタリングへ同席できるものとする。

本業務におけるモニタリング体制を下図に示す。

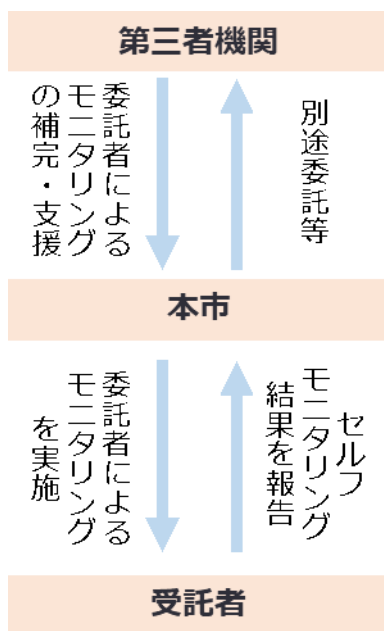


図 本業務におけるモニタリング体制

1. 4. モニタリング対象業務

本業務におけるモニタリング対象業務は、本業務の要求水準書(共通編)第1章総則-2. 適用範囲

に定められた業務を対象とする。

1. 5. セルフモニタリング計画書の変更

セルフモニタリング計画書は、以下の事由により変更する。

- (1) 契約書等が変更された場合
- (2) 要求水準書に示すアウトカム目標が変更された場合
- (3) その他、本業務の内容またはセルフモニタリング計画書の変更が特に必要と認められた場合

1. 6. モニタリング結果の公表

本市は、本市が実施したモニタリング結果について、必要に応じて本市ホームページに公表する場合がある。その場合、受託者は本市の公表に協力するものとする。

2. モニタリングの実施方法

2. 1. モニタリングの基本的な考え方

モニタリングについては、「下水道管路管理の包括的民間委託推進マニュアル（案）—2019年3月—」（公益財団法人日本下水道新技術機構）及び「処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドライン（平成30年12月）」（公益社団法人 日本下水道協会）を参考に実施するものとする。

受託者は、履行開始時に、本方針及び企画提案書の内容を基にセルフモニタリング計画書（案）を提出し、令和8年度上半期において目標設定・確認基準等を本市及び受託者の双方が理解し協議してセルフモニタリング計画書としてとりまとめる。その後、令和8年度下半期からセルフモニタリング計画書に基づき、セルフモニタリングを実施する。

2. 2. モニタリングの方法

モニタリングの方法は、書類による確認、会議体による確認、現地における確認を基本とする。

(1) 書類による確認

本市は、受託者が作成し実施した各業務のセルフモニタリング結果を踏まえ、下表の書類を用いてモニタリングを実施する。なお、セルフモニタリング計画書に記載するセルフモニタリング計画シート及び年間業務報告書に記載するセルフモニタリング報告シートは、本方針に記載する様式（案）を参考に作成すること。

表 モニタリングに必要な書類

書類名	内容確認時期	記載事項
全体業務計画書	履行開始時	要求水準書（共通編）及び（別紙5）履行開始時の提出書類のとおり

セルフモニタリング計画書	令和8年度 下半期	セルフモニタリング実施方法を記載すること。また、本業務全体を通じた各指標の目標値や業務進行に関する確認方針等をセルフモニタリング計画シートとしてとりまとめること
年間業務計画書	年次報告会 (4月)	要求水準書（共通編）及び（別紙6）業務実施期間中の提出書類のとおり
月間業務報告書	月次定例会	同上
年間業務報告書	年次報告会 (4月, 10月)	同上
中間業務報告書	履行期間中 1回	同上
事故報告書	随時	同上
業務引継ぎに係る実施計画書	事業終了前	要求水準書（共通編）及び（別紙14）業務準備期間及び業務移行期間の実施方法等のとおり
業務報告書	事業終了時	要求水準書（共通編）及び（別紙7）業務完了時の提出書類のとおり
その他、本市が必要とする書類	随時	本市の指示による

（2）会議体による確認

本市及び受託者は、下表に示す会議体を設置する。本市は、これらの会議体の開催を通じて、業務の進捗状況及び要求水準の充足状況並びに課題及びその改善状況等を確認し、対応方針について受託者と協議を行う。

なお、年次報告会については、大阪狭山市も同席し、同時に行うものとする。

表 会議体の設置

会議体名	議題
月次定例会	・ 前月業務報告 ・ 業務進捗状況 ・ その他
年次報告会	・ 各種業務報告 ・ 業務進捗状況、要求水準の充足状況及び目標の達成状況 ・ 履行確認（セルフモニタリング報告シートによる進捗及びセルフモニタリング計画書に基づくセルフモニタリング結果）

	・年間業務計画の確認 ・その他
--	--

(3) 現地における確認

書類及び会議体における確認の結果、本市が必要と判断した場合、又は受託者が現地確認を要請した場合、本市は現地における確認を行うものとし、受託者は本市の現地における確認に協力しなければならない。

本市は、修繕及び工事において立会が必要とされている場合、その他施工の各段階で本市が必要と認めた場合には、修繕・工事の実施内容が設計図書、施工計画書等を充足しているか、現地における確認を行う。

本市が現地における確認を行う場合には、受託者は立ち会わなければならない。その際、本市は、必要に応じて品質及び性能の確認を行い、その確認及び復旧に要する費用は、受託者の負担とする。

2. 3. モニタリングを行う時期

(1) 定期モニタリングの種類

本業務における定期モニタリングの種類は、以下のとおりとする。

1) 月次定例会

月例定例会は、月1回(実施日の指定無)実施する。

2) 年次報告会

年次報告会は、原則、10月及び翌年度4月に実施する。最終年次については3月に実施する。

(2) 不定期モニタリングの種類

本業務における不定期モニタリングの種類は、以下のとおりとする。

1) 現地確認を伴うモニタリング

現地確認を伴うモニタリングは、本市と受託者が協議の上、開催日を決定するものとする。このモニタリングは、定期モニタリングと合わせて実施することもできる。

2) 緊急モニタリング

緊急モニタリングは、本市が緊急的にモニタリングの開催を必要と判断した場合に行うものとする。モニタリングを実施する際は、本市から受託者へ実施日を遅滞なく連絡し、受託者はモニタリングに要する書類等を速やかに整理するものとする。

(3) モニタリング開催予定日

各年度のモニタリングの実施予定日は、下表のとおりとする。

表 モニタリングの実施予定

モニタリング	モニタリング方法	実施予定日	備考
月次定例会	会議体	月 1 回(実施日の指定無)	
年次報告会	会議体	毎年 1 0 月・翌年度 4 月	最終年次 3 月実施
現地モニタリング	現地	本市からの要請	
緊急モニタリング	書類	本市からの要請	

3. 履行監視に用いる指標

3. 1. 履行監視に用いる指標の基本的な考え方

本業務では、各業務の契約数量に係る「アウトプット指標」、アウトカム目標の達成状況に係る「アウトカム指標」、事業の適切な履行プロセスを確認する「プロセス指標」、緊急時の迅速性や企画技術提案に基づく業務の履行を確認する「アクション指標」の 4 つの指標を用いて履行監視を行う。

受託者はセルフモニタリング計画書を基にセルフモニタリングを実施し、2. 2. モニタリングの方法 (2) に示す書類にて、各指標の達成状況を報告する。

表 本業務における指標

指標	内容
① アウトカム指標	性能発注方式における具体的な目標であり、利用者が下水道を使用できないリスクなどを定量的に示した指標。本要求水準書（別紙 15）業務指標を対象とする。
② アウトプット指標	契約書において、請負的な性質を持つ各業務（企画技術提案に基づく業務を除く。）の実施状況を確認する指標。各業務の契約数量に対する履行状況や履行結果を対象とする。本業務の要求水準書に示される各業務の契約数量を対象とする。
③ プロセス指標	アウトカムを達成するために、どのようなプロセスを経てその業績に至ったのか、具体的な内容や状況を確認する指標。確認に当たっては、指標基準を用いる。
④ アクション指標	受託者の創意工夫の実行（アクション）、本市が抱える課題の解決に資する提案活動を確認する指標。また、本市がアウトカム指標に設定したリスク事象等が発生した際の初動対応を確認する指標。

3. 2. アウトカム指標の目標設定

(1) 目標項目の設定

本業務において、アウトカム指標は（別紙 15）業務指標に記載の指標を対象に設定する。

(2) 目標値の設定

現状の不具合発生数を履行期間内に減少もしくは維持させることを目的として、目標値を設定する。

3. 3. アウトプット指標の目標設定

(1) 目標項目の設定

アウトプット指標の対象業務は、要求水準書(共通編)第 1 章総則-2.適用範囲に定められた業務を対象とする。

(2) 目標値の設定

アウトプット指標の目標値は、本業務の要求水準書に示す各種契約数量を対象とする。

3. 4. プロセス指標の目標設定

(1) プロセス指標とは

プロセス指標は、業務の遂行状況を監視・確認する指標であり、業務の実施体制・実施計画や業務遂行に向けた業務方法、課題解決に向けた対応など、受託者の業務の実施に関する取組の向上の程度などを指標基準表により確認するものである。

(2) 目標項目と目標値の設定

プロセス指標の目的を達成するための、プロセス指標の項目及び指標の作成・確認の手順を下図図 プロセス指標の作成・確認手順に示す。

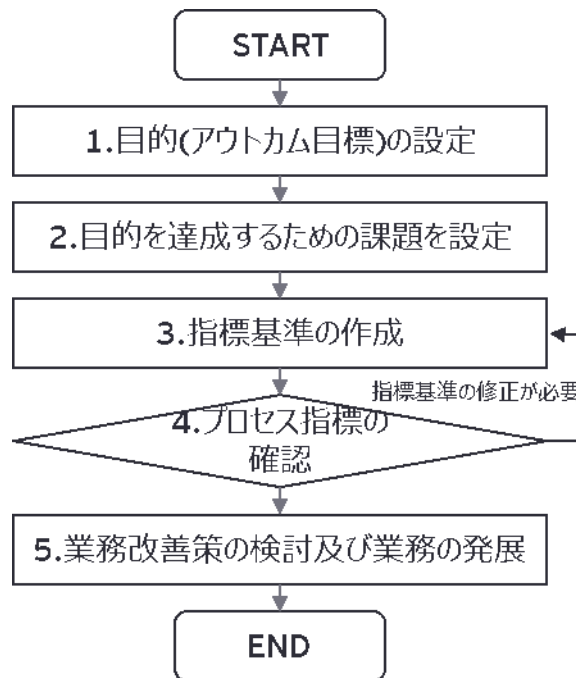


図 プロセス指標の作成・確認手順

(3) 目的の設定

プロセス指標の目的は、アウトカム目標の達成と同様とする。

(4) 指標基準の作成

指標基準を作成する際は、本市及び受託者協議の上で作成する。

3. 5. アクション指標の目標設定

(1) 目標項目の設定

アクション指標の目標項目の設定は、本市が要求水準書等で要求する項目及び受託者の企画技術提案の内容となる。

(2) 目標値の設定

アクション指標の目標値は、受託者が作成する年間業務計画書の各業務量に基づくものとする。

セルフモニタリング計画シート（案）

1.アウトカム指標

指標	目標値	単位
①本管破損による道路陥没発生箇所数	0	箇所/5 年
②取付管破損による道路陥没発生箇所数	2	箇所/年
③本管詰まり事故発生件数	0	箇所/5 年
④マンホール蓋に関する苦情件数	10	箇所/年
⑤管路施設破損に伴う第三者への被害件数	0	箇所/5 年
⑥連絡・苦情件数	147	箇所/年
⑦取付管詰まり事故発生件数	67	箇所/年
⑧同一箇所同事故発生件数	0	箇所/5 年
⑨ポンプ不具合発生件数		件
⑩応急修繕実施数		件
⑪調査診断実施率		%
⑫清掃実施率		%
⑬耐用年数の延命化(機械設備)		%
⑭硫化水素ガスの発生		件
⑮第三者への事故発生件数		件
⑯連絡・相談・苦情件数		件
⑰連絡・相談・苦情件数の内、公共施設に関する件		件
⑱連絡・相談・苦情の処理率		%
⑲悪臭に関する苦情件数		件
⑳不具合解消までの平均時間		分
㉑工事・作業に対する苦情件数		件
㉒淹畑浄化センター放流水室基準の未達回数		回

2.アウトプット指標

指標	数量	単位
①住民対応等	300	件/年
②他工事等受付	50	件/年
③検査補助等	357	件/年
④パトロール業務	2	回/年
⑤巡視業務	108	km/5 年
⑥点検業務	215	箇所/5 年
⑦マンホール目視調査工(荘園町・緑ヶ丘・柳風台地区)	572	箇所
⑧マンホール目視調査工(清見台・美加の台・桐ヶ丘・あかしあ台)	1,668	箇所
⑨管内調査工(大口径)	500	m/年
⑩取付管調査工	300	箇所/年
⑪下水道事業計画に基づく点検業務	1	回/5 年
⑫重要な幹線等における点検業務(荘園町・緑ヶ丘・柳風台地区)	1,276	m/5 年
⑬重要な幹線等における点検業務(清見台・美加の台・桐ヶ丘・あかしあ台)	9,560	m/5 年
⑭本管テレビカメラ調査数	500	m/年
⑮高圧洗浄車清掃実績	500	m/年
⑯吸引車清掃実績	100	m/年
⑰障害物除去(超高圧)実績(昼間)	100	m/年
⑱障害物除去(超高圧)実績(夜間)	600	m/年
⑲障害物除去(超高圧)実績	50	箇所/年
⑳排出土砂の実績	100	m ³
㉑計画策定に必要な本管テレビカメラ調査	45	km
㉒計画策定に必要なマンホール目視調査	1,523	箇所
㉓実施設計業務(令和 8 年度)	13.5	km
㉔未普及対策事業	200	年/件

3.プロセス指標

観点1～観点4にて業務進行に関する確認方針を記載

観点1：実施体制と実施計画（Plan）

観点2：課題解決に向けた対応（Do）

観点3：課題解決の有効性（Check&Act）

観点4：報告書類（表現力）

4.アクション指標

本市の提案に基づき設定する

【コメント】

セルフモニタリング報告シート（案）

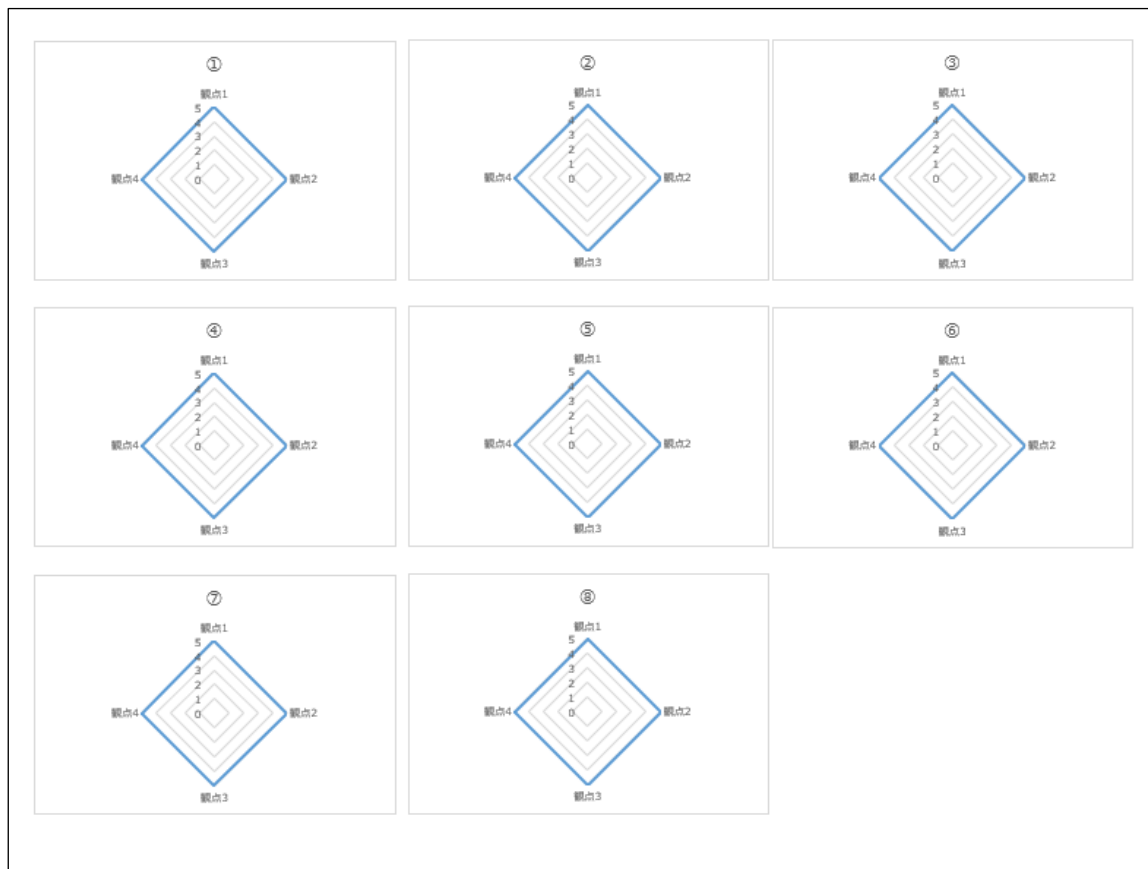
1.アウトカム指標進捗状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
①	/												
②	/												
③	/												
④	/												
⑤	/												
⑥	/												
⑦	/												
⑧	/												
⑨	/												
⑩	/												
⑪	/												
⑫	/												
⑬	/												
⑭	/												
⑮	/												
⑯	/												
⑰	/												
⑱	/												
⑲	/												
⑳	/												
㉑	/												
㉒	/												

2.アウトプット指標の進捗状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
①	/												
②	/												
③	/												
④	/												
⑤	/												
⑥	/												
⑦	/												
⑧	/												
⑨	/												
⑩	/												
⑪	/												
⑫	/												
⑬	/												
⑭	/												
⑮	/												
⑯	/												
⑰	/												
⑱	/												
⑲	/												
⑳	/												
㉑	/												
㉒	/												
㉓	/												
㉔	/												

3.プロセス指標の確認



4.受託者コメント

（別紙 14）業務準備期間及び業務移行期間の実施方法等

業務準備期間及び業務移行期間における具体的な内容・実施方法等は、以下に示すとおりとする。なお、業務移行期間において、受託者が実施する内容・方法などに不備若しくは未完成の部分が生じた場合でも、これを以て、この契約上で受託者が負うべき責任を免れることはできない。

1. 実施計画

（1）引継ぎ方法

- ①業務移行期間における引継ぎは受託者の負担により本市及び次期受託者に実施するものとする。
- ②受託者は業務準備期間に、前受託者若しくは本市より本業務に係る引継ぎを受けるものとする。

（2）実施計画

- ①受託者は履行期限 40 日前までに、業務引継ぎに係る実施計画書を作成し、本市に提出すること。
- ②本市と受託者は、受託者が提出した実施計画書について 10 日以内に検討・協議し実施内容を決定する。
- ③実施計画書に変更があるときは、変更当事者が速やかに相手方に通知すること。

2. 実施内容

（1）本件施設の特性の把握

- ①業務事務所及び備品等の利用方法の把握
- ②下水道台帳及び現地確認等による本件施設の位置等の把握
- ③過去の異常内容や発生頻度、異常時の対応措置等の把握
- ④データベース等保管情報の運用方法についての把握
- ⑤その他本市又は受託者が必要とする事項

（2）業務実施に関する書類等の作成方法

- ①運営期間における年間業務計画書の作成方法
- ②月間業務計画書の作成方法
- ③業務報告に関する書式の作成方法
- ④緊急時対応などに関するマニュアルの作成方法
- ⑤その他本市又は受託者が必要とする事項

3. その他

業務内容が複数にわたることから前受託者との、引継にあたっては留意すること。また、移行期間の実施にあたって疑義ある場合は、本市及び受託者は相互に協力し合い誠意を持ってこれを解決するものとする。

(別紙 15) 業務指標

上下水道ビジョンに基づく本市の業務指標について

指標	単位	目標値
本管破損による道路陥没発生箇所数	箇所／年	0
取付管破損による道路陥没発生箇所数	箇所／年	2

業務指標としては、下表を目標値とする。

指標	単位	目標値	根拠
① 本管破損による道路陥没発生箇所数	箇所／5年	0	上下水道ビジョン
② 取付管破損による道路陥没発生箇所数	箇所／年	2	上下水道ビジョン
③ 本管詰まり事故発生件数	箇所／5年	0	—
④ マンホール蓋に関する苦情件数	箇所／年	10	前業務実績参考※1
⑤ 管理施設破損に伴う第3者への被害件数	箇所／5年	0	—
⑥ 連絡・苦情件数(宅内排水設備側含まず)	箇所／年	147	前業務実績参考※1
⑦ 取付管詰まり事故発生件数	箇所／年	67	前業務実績参考※1
⑧ 同一箇所同事故発生件数	箇所／5年	0	—

受託者において達成できない場合は、本市と協議し、発生原因や検証を行い報告する必要がある。

※1 前業務実績参考数値は、R3～5年度実績数値

指標の定義は次の通りとする。

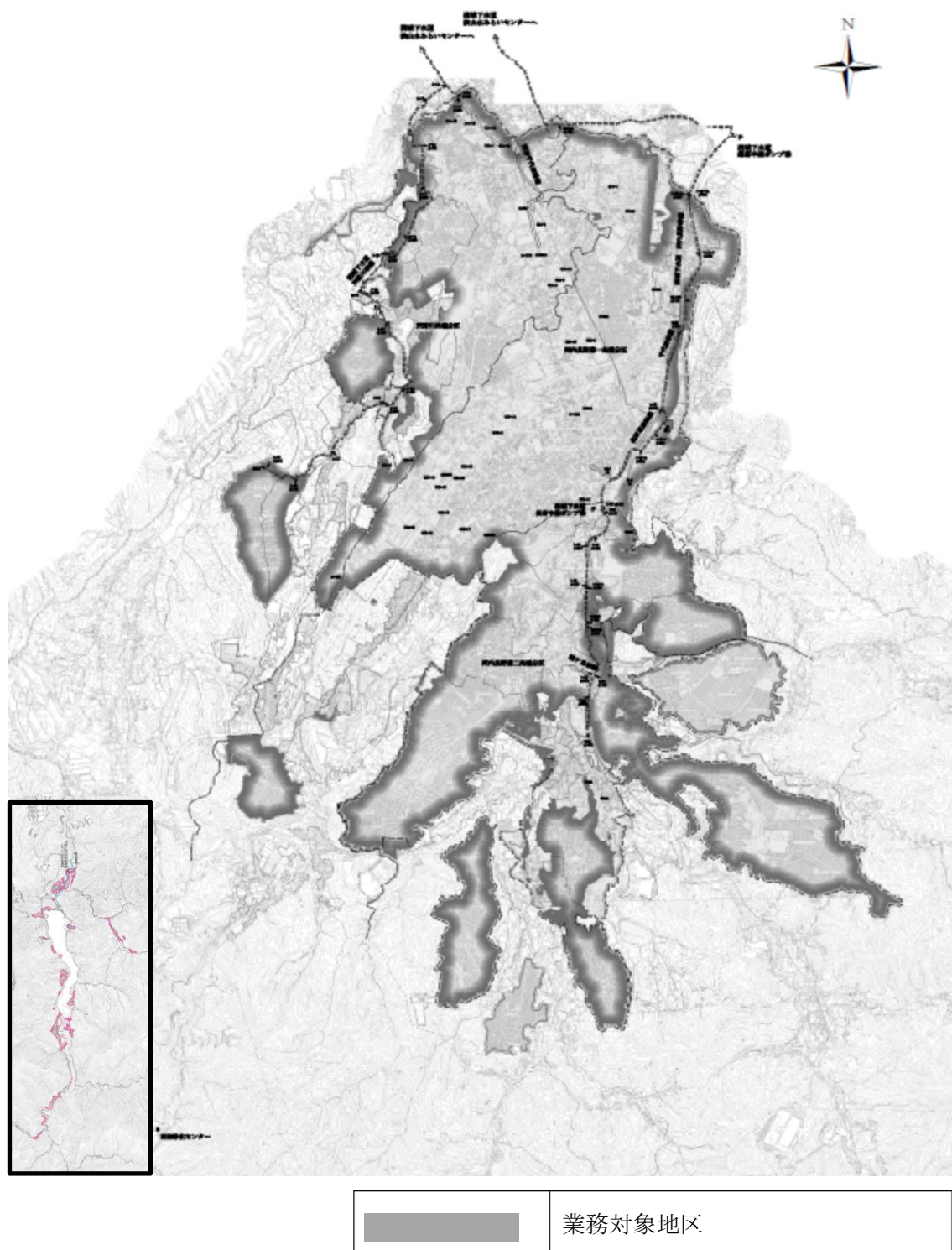
指標	定義
① 本管破損による道路陥没発生箇所数	原因が本管破損で陥没発生件数(空洞含む)
② 取付管破損による道路陥没発生箇所数	原因が取付管破損で陥没発生件数(空洞含む)
③ 本管詰まり事故発生件数	溢水・破損による発生件数
④ マンホール蓋に関する苦情件数	音鳴り・破損による市民からの通報件数
⑤ 管理施設破損に伴う第3者への被害件数	溢水・破損による第3者への被害件数
⑥ 連絡・苦情件数(宅内排水設備側含まず)	市管理側に起因する通報件数
⑦ 取付管詰まり事故発生件数	原因が取付管破損による溢水・破損件数
⑧ 同一箇所同事故発生件数	同一箇所における破損等の発生件数

下表に示す指標については目標値を検討し提案すること。

(参考例)

分類		指標の名称	目標値	単位
管理状況	機能障害と劣化状況	ポンプ不具合発生件数		回／年
		応急修繕実施数		回／年
	実施業務量	調査診断実施率		%
		清掃実施率		%
	施設の安全性	耐用年数の延命化（機械設備）		年／基
		硫化水素ガスの発生		
		第三者への事故発生件数		件
使用者サービス	使用者サービス	連絡・相談・苦情件数		件／年
		連絡・相談・苦情の内、 公共施設に関する件数		件／年
		連絡・相談・苦情の処理率		件／年
		悪臭に関する苦情件数		件／年
		不具合解消までの平均時間		件／年
		工事・作業に対する苦情件数		件／年
環境への配慮	環境への配慮	滝畑浄化センター 放流水質基準の未達回数	0	回／業務

(別紙 16) 業務位置図 (下水道管路施設)



(別紙 17) 業務対象施設 (下水道施設)

下水道施設を対象とした業務を実施する対象施設

1. 公共下水道

(1) 中継ポンプ (124 機場) (令和 7 年 3 月現在)

No.	名 称	所 在 地	ポンプ能力・口径	設置年月	通報装置
1	あかしあ台 第 1 ポンプ 場	あかしあ台 1-1-11	0.75kw×2 50A	H15. 03	MU-1000SE
2	あかしあ台 第 2 ポンプ 場	あかしあ台 1-3-5	0.40kw×2 50A	H15. 03	MU-1000SE
3	旭ヶ丘中継ポンプ 場	旭ヶ丘 259-685	7.50kw×2 100A	H09. 03	MU-1000V3
4	石仏 第 1 中継ポンプ 場	石仏 23-2	0.40kw×2 50A	H26. 03	MU-1000SE
5	石仏 第 2 中継ポンプ 場	石仏 936-1	1.50kw×2 65A	H29. 03	UPC-200
6	市町 第 1 ポンプ 場	市町 34 地先	0.75kw×2 50A	H11. 03	MU-1000SE
7	市町 第 2 ポンプ 場	市町 1253 地先	0.40kw×2 50A	H11. 03	MU-1000SE
8	市町 第 3 ポンプ 場	市町 1004 地先	0.40kw×2 50A	H11. 03	MU-1000SE
9	市町 第 4 ポンプ 場	木戸町 1-20-8 地先	0.40kw×2 50A	H11. 03	MU-1000SE
10	市町 第 5 ポンプ 場	木戸町 1-35-2 地先	0.75kw×2 50A	H12. 03	MU-1000SE
11	市町 第 6 ポンプ 場	市町 638-2 地先	0.75kw×2 50A	H13. 03	MU-1000SE
12	市町 第 7 ポンプ 場	市町 1102-1 地先	0.75kw×2 50A	H14. 03	MU-1000SE
13	市町 第 8 ポンプ 場	市町 1132-1 地先	0.75kw×2 50A	H16. 03	MU-1000SE
14	市町 第 9 ポンプ 場	市町 958	3.70kw×2 100A	H19. 03	MU-1000SE
15	市町 第 10 ポンプ 場	市町 959	0.40kw×2 50A	H19. 03	MU-1000SE
16	市町 第 11 ポンプ 場	市町 1213	0.75kw×2 50A	H19. 02	TMD-21
17	市町 第 12 ポンプ 場	市町 1142	1.50kw×2 50A	R04. 03	MU-1000SE
18	上田町 第 1 ポンプ 場	上田町 32-2 地先	5.50kw×2 80A	H16. 03	CSDX
19	上田町 第 2 ポンプ 場	上田町 46-12 地先	0.75kw×2 50A	H17. 03	MU-1000SE
20	小塩町 第 1 中継ポンプ 場	小塩町 549	0.40kw×2 50A	H18. 03	MU-1000SE
21	小山田 第 1 中継ポンプ 場	小山田町 3080-2	1.50kw×2 65A	H18. 03	MU-1000SE
22	小山田 第 2 中継ポンプ 場	小山田町 2974	0.75kw×2 50A	H18. 03	MU-1000SE
23	小山田 第 3 中継ポンプ 場	小山田町 3105	0.75kw×2 50A	H18. 03	CSDJ-H
24	小山田 第 4 中継ポンプ 場	小山田町 1285-27	0.75kw×2 50A	H27. 03	MU-1000SE
25	小山田 第 5 中継ポンプ 場	小山田町 1250-18	3.70kw×2 80A	H28. 03	MU-1000SE
26	小山田 第 6 中継ポンプ 場	小山田町 2912-1	11.00kw×2 80A	H28. 03	MU-1000V3
27	小山田 第 7 中継ポンプ 場	小山田 2233-2 先	0.75 kw×2 65A	H31. 03	MU-1000SE

No.	名 称	所 在 地	ポンプ能力・口径	設置年月	通報装置
28	小山田 第 8 中継ポンプ 場	小山田町 1796-3	0.75 kw×2 65A	R02. 3	MU-1000SE
29	小山田 第 9 中継ポンプ 場	小山田 2779-3 先	0.75 kw×2 50A	R03. 3	MU-1000SE
30	小山田 第 10 中継ポンプ 場	小山田町 121-4	0.75 kw×2 65A	R03. 3	MU-1000SE
31	小山田 第 11 中継ポンプ 場	小山田町 2819-3	0.75 kw×2 65A	R04. 3	MU-1000SE
32	小山田 第 12 中継ポンプ 場	小山田町 2792-1	0.75 kw×2 65A	R04. 3	MU-1000SE
33	小山田 第 13 中継ポンプ 場	小山田町 2784-9	0.75 kw×2 65A	R04. 3	MU-1000SE
34	加賀田 第 1 中継ポンプ 場	加賀田 568-1	1.50kw×2 65A	H26. 03	MU-1000SE
35	加賀田 第 2 中継ポンプ 場	加賀田 390	1.50kw×2 65A	H27. 03	MU-1000SE
36	加賀田 第 3 中継ポンプ 場	加賀田 275	1.50kw×2 65A	H27. 03	MU-1000SE
37	加賀田 第 4 中継ポンプ 場	加賀田 771-1	0.75kw×2 65A	H29. 03	CSDJ-H
38	加賀田 第 5 中継ポンプ 場	加賀田 776-10	1.50kw×2 65A	H29. 03	CSDJ-H
39	加賀田 第 6 中継ポンプ 場	加賀田 394-1	0.75kw×2 65A	H29. 03	CSDJ-H
40	加賀田 第 7 中継ポンプ 場	加賀田 410-3	0.75kw×2 65A	H29. 03	CSDJ-H
41	加賀田 第 8 中継ポンプ 場	加賀田 617-4	1.50kw×2 65A	H29. 03	CSDJ-H
42	加賀田 第 9 中継ポンプ 場	加賀田 723-5	0.75kw×2 50A	H29. 03	CSDJ-H
43	加賀田 第 10 中継ポンプ 場	加賀田 434	0.75kw×2 65A	H30. 03	MU-1000V3
44	加賀田 第 11 中継ポンプ 場	加賀田 416	0.75kw×2 65A	H30. 03	MU-1000V3
45	加賀田 第 12 中継ポンプ 場	加賀田 3049-3	3.70kw×2 65A	R05. 03	MU-1000V3
46	加賀田 第 13 中継ポンプ 場	加賀田 2797-1	1.50kw×2 65A	R05. 03	MU-1000V3
47	加賀田 第 14 中継ポンプ 場	加賀田 3921 付近	0.75kw×2 65A	R07. 03	MU-1000V3
48	菊水町 第 1 ポンプ 場	菊水町 387-1 地先	5.50kw×2 65A	H14. 03	MU-1000SE
49	菊水町 第 2 ポンプ 場	菊水町 4-16 地先	0.25kw×2 50A	H15. 03	なし
50	北青葉台 第 1 中継ポンプ 場	北青葉台 50-16	0.75kw×2 50A	H29. 03	CSDJ-H
51	北青葉台 第 2 中継ポンプ 場	北青葉台 50-3	0.75kw×2 65A	H29. 03	CSDJ-H
52	北青葉台 第 3 中継ポンプ 場	北青葉台 1-14	1.50kw×2 65A	H29. 03	CSDJ-H
53	喜多町 第 1 ポンプ 場	喜多町 526	7.50kw×2 100A	H15. 03	TMD-1640
54	喜多町 第 2 ポンプ 場	喜多町 20	0.75kw×2 50A	H15. 03	MU-1000SE
55	喜多町 第 3 ポンプ 場	喜多町 635-4	3.70kw×2 65A	H15. 03	MU-1000SE
56	喜多町 第 4 ポンプ 場	喜多町 509-4 地先	0.75kw×2 50A	H16. 03	TMD-21
57	喜多町 第 5 ポンプ 場	喜多町 200-9 地先	1.50kw×2 50A	H16. 03	MU-1000SE

No.	名 称	所 在 地	ポンプ能力・口径	設置年月	通報装置
58	喜多町 第6ポンプ場	喜多町 122-1	3.70kw×2 100A	H16. 03	TMD-21
59	喜多町 第7ポンプ場	喜多町 627-3	0.40kw×2 50A	H16. 03	TMD-1640
60	喜多町 第8ポンプ場	喜多町 465-1	3.70kw×2 80A	H17. 03	MU-1000SE
61	喜多町 第9ポンプ場	喜多町 455-6	1.50kw×2 65A	H17. 03	CSDJ
62	喜多町 第10ポンプ場	喜多町 125-2	0.75kw×2 50A	R5. 03	MU-1000SE
63	木戸 第1ポンプ場	木戸町 55-3 地先	1.50kw×2	H12. 03	MU-1000SE
64	木戸東町 第1ポンプ場	木戸東町 1126	1.50kw×2 65A	H17. 03	PA-21
65	貴望ヶ丘 中継ポンプ場	北貴望ヶ丘 1215-7	37.00kw×2 150A 0.75kw×2 50A	H01. 03	PA-21
66	南貴望ヶ丘 第1ポンプ場	南貴望ヶ丘 837-2	0.75kw×2 65A	H28. 03	MU-1000SE
67	桐ヶ丘 第1ポンプ場	桐ヶ丘 10-1	0.75kw×2 50A	H15. 03	MU-1000SE
68	桐ヶ丘 第2ポンプ場	桐ヶ丘 1-	1.50kw×2 65A	H19. 03	MU-1000SE
69	楠ヶ丘 第1ポンプ場	楠ヶ丘 439-4	7.50kw×2 100A	H17. 03	PA-21
70	楠ヶ丘 第2ポンプ場	楠ヶ丘 3-10	3.70kw×2 65A	H19. 03	CSDJ-H
71	栄町 第1ポンプ場	栄町 27-4 地先	1.50kw×2 65A	H12. 03	MU-1000SE
72	栄町 第2ポンプ場	栄町 27-26 地先	2.20kw×2 65A	H12. 03	MU-1000SE
73	栄町 第3ポンプ場	栄町 27-27 地先	1.50kw×2 65A	H12. 03	MU-1000SE
74	汐ノ宮 第1ポンプ場	市町 34-1 地先	3.70kw×2 65A	H12. 03	MU-1000SE
75	末広町 第1中継ポンプ場	河合寺 3-2 地先	2.20kw×2 65A	H16. 03	TMD-21
76	末広町 第2中継ポンプ場	末広町 505	0.75kw×2 50A	H17. 03	CSDJ
77	末広町 第3中継ポンプ場	末広町 518-6	0.75kw×2 50A	H17. 03	PA-21
78	末広町 第4中継ポンプ場	末広町 524-1	0.75kw×2 50A	H17. 03	MU-1000SE
79	末広町 第5中継ポンプ場	末広町 789	0.75kw×2 50A	H17. 03	MU-1000SE
80	末広町 第6中継ポンプ場	末広町 540	1.50kw×2 65A	H17. 03	MU-1000SE
81	大師町 第1中継ポンプ場	河合寺 104-125	11.00kw×4 (2基)	R05. 03	MU-1000SE
82	大師町 第2中継ポンプ場	大師町 25-2	5.50kw×2 100A	H15. 03	TMD-1640
83	高向 第1ポンプ場	高向 1699-69	7.50kw×2 80A	H14. 03	MU-1000SE
84	高向 第2ポンプ場	高向 1738-23	0.75kw×2 50A	H14. 03	MU-1000SE
85	高向 第3ポンプ場	高向 1700-48	0.75kw×2 50A	H14. 03	MU-1000SE
86	高向 第4ポンプ場	高向 1740	1.50kw×2 65A	H14. 03	TMD-1640
87	高向 第7ポンプ場	高向 940 付近	0.75kw×2 50A	H31. 03	CSDJ-H

No.	名 称	所 在 地	ポンプ能力・口径	設置年月	通報装置
88	高向 第8ポンプ場	高向 951 付近	0.40kw×2 50A	H31. 03	CSDJ-H
89	高向 第9ポンプ場	高向 271-1 付近	0.75kw×2 50A	R03. 03	MU-1000SE
90	高向 第10ポンプ場	高向 193-1	0.75kw×2 50A	R06. 03	MU-1000SE
91	高向 第11ポンプ場	高向 405-3	0.40kw×2 50A	R07. 03	MU-1000SE
92	日野 第17ポンプ場	日野 240 番地先	1.5kw 0×2 50A	R03. 03	MU-1000SE
93	中片添町 第1ポンプ場	西片添町 5-2	1.50kw×2 50A	H16. 03	MU-1000SE
94	長野町 第1ポンプ場	長野町 12-30 地先	5.50kw×2 80A	H12. 03	TMD-1640
95	長野町 第2ポンプ場	長野町 9-6 地先	0.40kw×2 50A	H12. 03	なし
96	長野町 第3ポンプ場	長野町 185-30	7.50kw×2 80A	H17. 03	PA-21
97	長野町 第4ポンプ場	長野町 177-2	0.75kw×2 50A	H17. 03	PA-21
98	南花台 第2中継ポンプ場	南花台 2 丁目 1958-587	1.50kw×2 65A	R05. 03	MU-1000SE
99	南花台 第4中継ポンプ場	南花台 7 丁目 1905-7	1.50kw×2 65A	R07. 03	MU-1000SE
100	西片添町 第1中継ポンプ場	西片添町 12-16	0.75kw×2 50A	H26. 03	MU-1000SE
101	錦町 第1ポンプ場	錦町 19-6 地先	0.75kw×2 50A	H12. 03	なし
102	原町 第1ポンプ場	原町 13 地先	1.50kw×2 65A	H09. 03	MU-1000SE
103	東片添町 第1中継ポンプ場	東片添町 18-8	0.40kw×2 50A	H24. 03	MU-1000SE
104	東片添町 第2中継ポンプ場	東片添町 19-1	1.50kw×2 65A	H24. 03	MU-1000SE
105	東片添町 第3中継ポンプ場	東片添町 24-18	0.75kw×2 65A	H25. 03	MU-1000SE
106	東片添町 第4中継ポンプ場	東片添町 24-10	0.40kw×2 50A	H25. 03	MU-1000SE
107	東片添町 第5中継ポンプ場	東片添町 26-9	0.25kw×2 65A	H25. 03	MU-1000SE
108	古野 第1ポンプ場	古野町 20-37 地先	1.50kw×2 65A	H08. 03	MU-1000SE
109	本町 第1ポンプ場	本町 16-20 地先	0.40kw×2 50A	H11. 03	なし
110	松ヶ丘 第1ポンプ場	松ヶ丘西町 1576-28 地先	5.50kw×2 80A	H01. 03	MU-1000SE
111	松ヶ丘 第2ポンプ場	松ヶ丘西町 1727-3 地先	3.70kw×2 80A	H05. 03	MU-1000SE
112	松ヶ丘 第3ポンプ場	松ヶ丘中町 1506-16 地先	2.20kw×2 65A	H05. 03	MU-1000SE
113	松ヶ丘 第4ポンプ場	松ヶ丘西町 1537-2 地先	3.70kw×2 80A	H05. 03	CSDJ-H
114	三日市 第1中継ポンプ場	三日市町 123-5	1.50kw×2 65A	H17. 03	MU-1000SE
115	三日市 第2中継ポンプ場	三日市町 130	0.75kw×2 50A	H17. 03	MU-1000SE
116	三日市 第3中継ポンプ場	三日市町 1077 地先	1.50kw×2 50A	H19. 09	MU-1000SE
117	三日市 第4中継ポンプ場	三日市町 661	0.75kw×2 50A	H19. 08	CSDJ-H

No.	名 称	所 在 地	ポンプ能力・口径	設置年月	通報装置
118	三日市 第5中継ポンプ場	三日市町 1085-3	0.40kw×2 50A	H19. 09	MU-1000SE
119	三日市 第6中継ポンプ場	三日市町 329-4	0.75kw×2 50A	H19. 09	CSDJ-H
120	三日市 第7中継ポンプ場	三日市町 1105	0.75kw×2 50A	H19. 09	MU-1000SE
121	三日市 第8中継ポンプ場	三日市町 1083	0.40kw×2 50A	H20. 03	CSDJ-H
122	三日市 第9中継ポンプ場	三日市町 1027	3.70kw×2 65A	H28. 03	MU-1000SE
123	井上建設(株)前ポンプ場	向野町 468-3	0.40kw×2	H9. 03	なし
124	市立西中学校汚水ポンプ場	下里町 257-3	2.2kw×2 50A	R02. 03	MU-1000SE

(2) 流量計 (7 機場) (令和 7 年 3 月現在)

No.	名 称	所 在 地	種別	設置年月
1	加賀田幹線流量計	片添町 2-21 地先	面速式	H21. 07
2	加賀田小学校前流量計	加賀田 694 地先	面速式	H22. 03
3	日東町流量計	大師町 85-582 地先	面速式	H22. 03
4	北青葉台流量計	北青葉台 4-1 地先	面速式	H24. 03
5	清見台流量計	清見台 1 丁目 2-2 地先	面速式	H24. 03
6	向野町流量計	向野町 77-8 地先	面速式	H22. 03
7	長野葛城流量計	向野町 759-1 地先	面速式	H24. 03

(3) 貯留槽 (5 機場) (令和 7 年 3 月現在)

No.	名 称	所 在 地	貯留対象	設置年月
1	南花台貯留槽	南花台 1 丁目 440-264	汚水	H22. 03
2	清見台貯留槽	清見台 1 丁目 397-185	汚水	H27. 03
3	日東貯留槽	大師町 85-514	汚水	H21. 03
4	大矢船貯留槽	加賀田 2801-1	汚水 (返送ポンプ無)	H19. 03
5	大師貯留槽	大師町 885-11	汚水	H15. 03

(4) 宅内汚水ポンプ (90 機場) (令和 7 年 3 月現在)

No.	名 称	所 在 地	設置年月	備考
1	汐ノ宮地区 (3 機場)	汐ノ宮	H5(1) H13(1) H14(1)	河長 1
2	市町地区 (14 機場)	市町	H11(2) H12(3) H13(1) H14(3) H18(2) H26(1) H30(1) R2(1)	河長 1
3	木戸地区 (3 機場)	木戸西町他	不明(2) H15(1)	河長 1
4	菊水地区 (5 機場)	菊水町	H15(1) H17(1) H18(1) H19(1) H23(1)	河長 1
5	末広地区 (6 機場)	末広町	H16(2) H20(1) H27(1) R4(1) R5(1)	河長 1
6	長野地区 (7 機場)	長野町	H12(1) H13(1) H15(3) H20(1) H26(1)	河長 1
7	上原地区 (3 機場)	上原町	H13(1) H22(1) R1(1)	河長 1
8	錦町地区 (1 機場)	錦町	H13(1)	河長 1
9	栄町地区 (4 機場)	栄町	H15(2) H18(1) H24(1)	河長 1
10	松ヶ丘地区 (1 機場)	松ヶ丘中町	H20(1)	天野川
11	荘園町 (1 機場)	荘園町	H21(1)	天野川
12	小山田地区 (11 機場)	小山田町	H19(1) H23(1) H27(1) H29(1) R1(1) R2(1)	天野川
13	喜多地区 (8 機場)	喜多町	H16(1) H17(3) H18(2) H25(1) R6(1)	河長 2
14	三日市地区 (6 機場)	三日市町	H21(1) H26(2) H30(1) R2(2)	河長 2
15	片添地区 (7 機場)	東片添町 西片添町	H26(2) H27(1) H29(1) R2(1) R1(1) R4(1)	河長 2
16	小塩地区 (1 機場)	小塩町	H28(1)	河長 2
17	加賀田地区 (3 機場)	加賀田	H27(1) H29(1) R3(1)	河長 2
18	石仏地区 (2 機場)	石仏	H30(1) R3(1)	河長 2
19	高向地区 (3 機場)	高向	R1(2) R(1)	河長 2
20	北青葉台地区 (1 機場)	北青葉台	R3(1)	河長 2

(1) 雨水中継ポンプ (受託) (令和 7 年 3 月現在)

No.	名 称	所 在 地	ポンプ能力・口径	設置年月	通報装置
1	市立西中学校雨水ポンプ場	下里町 257-3	22kw×2 200A	H16. 03	汚水Pと共用

2. 特定環境保全公共下水道

(1) 終末処理場 (令和 7 年 3 月現在)

① 滝畑地区

No.	名 称	所 在 地	処理能力	設置年月
1	滝畑浄化センター (単槽式嫌気好気活性汚泥法＋砂ろ過)	滝畑 29	360 m ³ /日(能力) 220 m ³ /日(計画)	H14. 07

(2) 中継ポンプ (令和 7 年 3 月現在)

① 滝畑地区 (15 機場)

No.	名 称	所 在 地	ポンプ能力・口径	設置年月	通報装置
1	滝畑 第 1 ポンプ場	滝畑 2569	3.70kw×2 65A	H14. 03	MU-1000SE
2	滝畑 第 2 ポンプ場	滝畑 240-2	0.75kw×2 50A	H14. 03	MU-1000SE
3	滝畑 第 3 ポンプ場	滝畑 2292-2	1.50kw×2 65A	H14. 03	TMD-1640
4	滝畑 第 4 ポンプ場	滝畑 245-8	3.70kw×2 65A	H14. 03	MU-1000SE
5	滝畑 第 5 ポンプ場	滝畑 366	2.20kw×2 65A	H14. 03	MU-1000SE
6	滝畑 第 6 ポンプ場	滝畑 402-19	1.50kw×2 65A	H14. 03	MU-1000SE
7	滝畑 第 7 ポンプ場	滝畑 483-17	1.50kw×2 65A	H14. 03	MU-1000SE
8	滝畑 第 8 ポンプ場	滝畑 642-2	3.70kw×2 65A	H14. 03	MU-1000SE
9	滝畑 第 9 ポンプ場	滝畑 834	1.50kw×2 65A	H14. 03	MU-1000SE
10	滝畑 第 10 ポンプ場	滝畑 958-1	0.75kw×2 50A	H14. 03	MU-1000SE
11	滝畑 第 11 ポンプ場	滝畑 1048-2	0.75kw×2 50A	H14. 03	MU-1000SE
12	滝畑 第 12 ポンプ場	滝畑 1581-1	1.50kw×2 50A	H14. 03	TMD-1640
13	滝畑 第 13 ポンプ場	滝畑 1759-1	0.40kw×2 50A	H14. 03	MU-1000SE
14	滝畑 第 14 ポンプ場	滝畑 1960-甲	1.50kw×2 50A	H14. 03	MU-1000SE
15	滝畑 第 15 ポンプ場	滝畑 1388	3.70kw×2 65A	H28. 03	SV-27

② 日野地区 (19 機場)

No.	名 称	所 在 地	ポンプ能力・口径	設置年月	通報装置
1	日野 第 1 中継ポンプ場	高向 1361-1	3.70kw×2 65A	H19. 03	MU-1000SE
2	日野 第 2 中継ポンプ場	日野 774-1	3.70kw×2 80A	H19. 03	MU-1000SE
3	日野 第 3 中継ポンプ場	日野 1462-1	1.50kw×2 65A	H19. 03	MU-1000SE
4	日野 第 4 中継ポンプ場	日野 1059-1	0.40kw×2 50A	H19. 03	MU-1000SE
5	日野 第 5 中継ポンプ場	日野 1025-1	0.75kw×2 50A	H19. 03	CSDJ-H
6	日野 第 6 中継ポンプ場	日野 378	0.40kw×2 50A	H19. 03	MU-1000SE
7	日野 第 7 中継ポンプ場	日野 430-1	0.40kw×2 50A	H19. 03	MU-1000SE

8	日野 第8中継ポンプ場	日野 431-1	0.75kw×2 50A	H19.03	PA-21
9	日野 第9中継ポンプ場	日野 444	0.75kw×2 50A	H19.03	CSDJ
10	日野 第10中継ポンプ場	日野 528-1	0.75kw×2 50A	H19.03	PA-21
11	日野 第11中継ポンプ場	日野 813	1.50kw×2 65A	H19.03	CSDJ
12	日野 第12中継ポンプ場	日野 1071	0.75kw×2 50A	H19.03	CSDX
13	日野 第13中継ポンプ場	日野 1163-甲	0.75kw×2 50A	H19.03	MU-1000SE
14	日野 第14中継ポンプ場	日野 1084	1.50kw×2 50A	H19.03	MU-1000SE
15	日野 第15中継ポンプ場	日野 1106-2	1.50kw×2 32A	H19.03	CSDX
16	日野 第16中継ポンプ場	日野 47-1	5.50kw×2 65A	H19.03	CSDJ-H
17	高向 第5中継ポンプ場	高向 1849	0.75kw×2 50A	H19.03	CSDJ-H
18	高向 第6中継ポンプ場	高向 1846-2	3.70kw×2 65A	H19.03	CSDJ
19	南花台 第5中継ポンプ場	日野 377	5.50kw×2 65A	H19.03	CSDJ

(3) 宅内汚水ポンプ (15 機場) (令和7年3月現在)

No.	名 称	所 在 地	設置年月	備考
1	滝畑地区 (4 機場)	滝畑	H14(1) H15(1) H16(1) H27(1)	特環滝畑
2	日野地区 (11 機場)	日野 高向	H19(1) H20(8) H21(1) H23(1)	特環日野

3. 高瀬地区排水処理施設

(1) 集中浄化槽 (令和7年3月現在)

No.	名 称	所 在 地	処理能力	設置年月
1	高瀬地区集中浄化槽 (膜分離活性汚泥方式)	天野町 1141 番 4	23.31 m ³ /日 (計画)	H26.3

(2) 宅内汚水ポンプ (令和7年3月現在)

No.	名 称	所 在 地	設置年月	備考
1	高瀬地区 (1 機場)	天野町	H27(1)	高瀬地区

（別紙 18）排水実績等について（下水道施設）

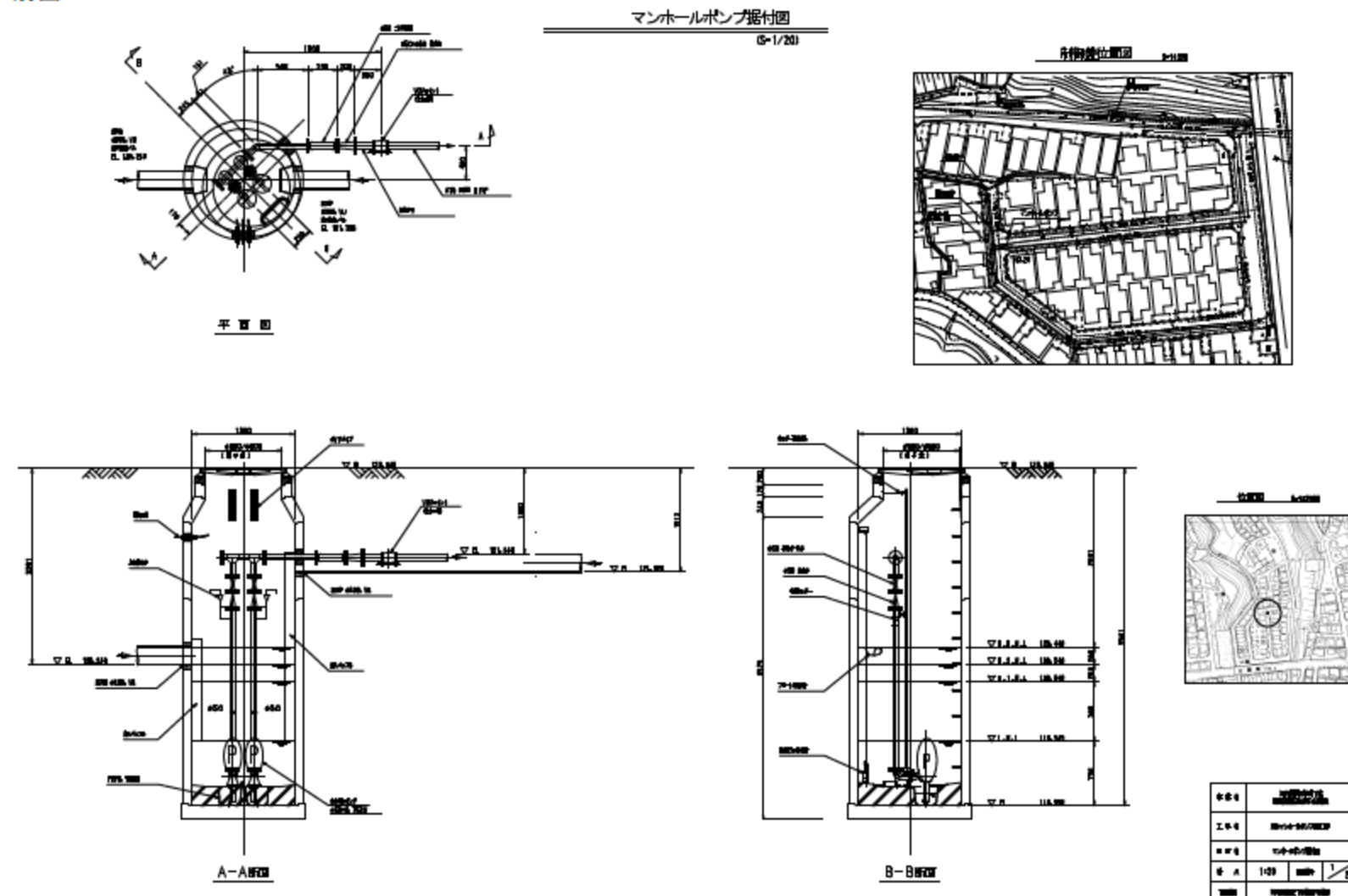
令和 5 年度実績

施設名	実施内容等	下水道 事業計画	平均	最大
滝畑浄化センター	1日当たり流入量	220m ³	50m ³	119m ³
	BOD（測定値）	5.0mg/L	1.6 mg/L	3.2 mg/L
	COD（測定値）	13mg/L	4 mg/L	9 mg/L
	T-N（測定値）	10mg/L	2 mg/L	9 mg/L
	T-P（測定値）	1.00mg/L	0.25 mg/L	0.95 mg/L
高瀬地区 集中浄化槽施設	BOD（検査結果）		3.9 mg/L	
	残留塩素濃度 （検査結果）		0.20 mg/L	
	透視度（検査結果）		50 度	
	水素イオン濃度PH （検査結果）		6.6	
	要存酸素量 DO （検査結果）		1.0 mg/L	

令和 6 年度実績

施設名	実施内容等	下水道 事業計画	平均	最大
滝畑浄化センター	1日当たり流入量	220m ³	48m ³	112m ³
	BOD（測定値）	5.0mg/L	1.3 mg/L	2.7 mg/L
	COD（測定値）	13mg/L	5 mg/L	9 mg/L
	T-N（測定値）	10mg/L	3 mg/L	11 mg/L
	T-P（測定値）	1.00mg/L	0.33 mg/L	1.15 mg/L
高瀬地区 集中浄化槽施設	BOD（検査結果）		3.9 mg/L	
	残留塩素濃度 （検査結果）		0.20 mg/L	
	透視度（検査結果）		50 度	
	水素イオン濃度PH （検査結果）		6.6	
	要存酸素量 DO （検査結果）		4.5 mg/L	

別図 1



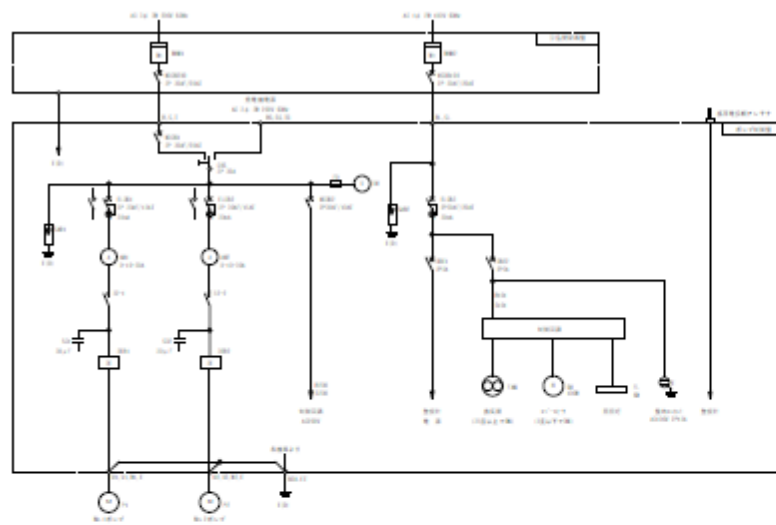
別図 1

系統結線図

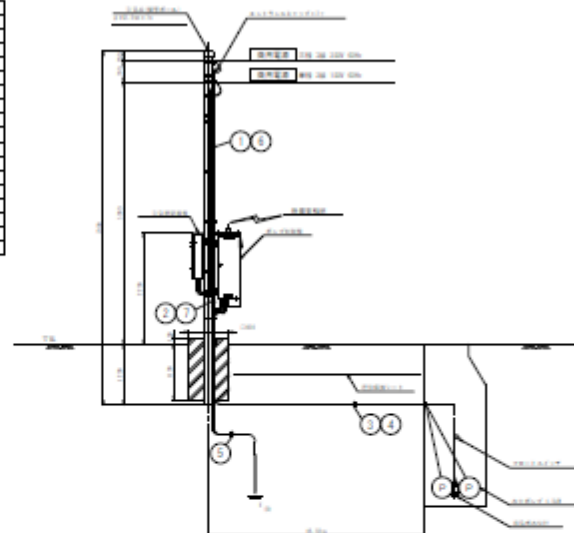
マンホールポンプ結線図 (参考図)

S=1.10

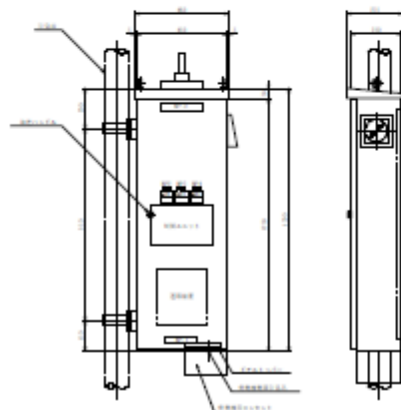
動力引込図及び動力配線図



1	主電源
2	主電源
3	主電源
4	主電源
5	主電源
6	主電源
7	主電源
8	主電源
9	主電源
10	主電源
11	主電源
12	主電源
13	主電源
14	主電源
15	主電源
16	主電源
17	主電源
18	主電源
19	主電源
20	主電源
21	主電源
22	主電源
23	主電源
24	主電源
25	主電源
26	主電源
27	主電源
28	主電源
29	主電源
30	主電源
31	主電源
32	主電源
33	主電源
34	主電源
35	主電源
36	主電源
37	主電源
38	主電源
39	主電源
40	主電源
41	主電源
42	主電源
43	主電源
44	主電源
45	主電源
46	主電源
47	主電源
48	主電源
49	主電源
50	主電源

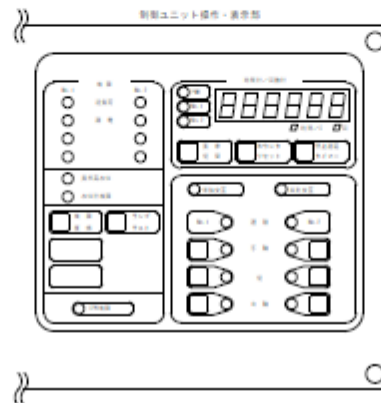


ポンプ制御盤



1	主電源
2	主電源
3	主電源
4	主電源
5	主電源
6	主電源
7	主電源
8	主電源
9	主電源
10	主電源
11	主電源
12	主電源
13	主電源
14	主電源
15	主電源
16	主電源
17	主電源
18	主電源
19	主電源
20	主電源
21	主電源
22	主電源
23	主電源
24	主電源
25	主電源
26	主電源
27	主電源
28	主電源
29	主電源
30	主電源
31	主電源
32	主電源
33	主電源
34	主電源
35	主電源
36	主電源
37	主電源
38	主電源
39	主電源
40	主電源
41	主電源
42	主電源
43	主電源
44	主電源
45	主電源
46	主電源
47	主電源
48	主電源
49	主電源
50	主電源

制御ユニット操作・表示部



項目	内容	仕様	単位	数量
1	主電源	AC100V 50Hz	台	1
2	主電源	AC100V 50Hz	台	1
3	主電源	AC100V 50Hz	台	1
4	主電源	AC100V 50Hz	台	1
5	主電源	AC100V 50Hz	台	1
6	主電源	AC100V 50Hz	台	1
7	主電源	AC100V 50Hz	台	1
8	主電源	AC100V 50Hz	台	1
9	主電源	AC100V 50Hz	台	1
10	主電源	AC100V 50Hz	台	1
11	主電源	AC100V 50Hz	台	1
12	主電源	AC100V 50Hz	台	1
13	主電源	AC100V 50Hz	台	1
14	主電源	AC100V 50Hz	台	1
15	主電源	AC100V 50Hz	台	1
16	主電源	AC100V 50Hz	台	1
17	主電源	AC100V 50Hz	台	1
18	主電源	AC100V 50Hz	台	1
19	主電源	AC100V 50Hz	台	1
20	主電源	AC100V 50Hz	台	1
21	主電源	AC100V 50Hz	台	1
22	主電源	AC100V 50Hz	台	1
23	主電源	AC100V 50Hz	台	1
24	主電源	AC100V 50Hz	台	1
25	主電源	AC100V 50Hz	台	1
26	主電源	AC100V 50Hz	台	1
27	主電源	AC100V 50Hz	台	1
28	主電源	AC100V 50Hz	台	1
29	主電源	AC100V 50Hz	台	1
30	主電源	AC100V 50Hz	台	1
31	主電源	AC100V 50Hz	台	1
32	主電源	AC100V 50Hz	台	1
33	主電源	AC100V 50Hz	台	1
34	主電源	AC100V 50Hz	台	1
35	主電源	AC100V 50Hz	台	1
36	主電源	AC100V 50Hz	台	1
37	主電源	AC100V 50Hz	台	1
38	主電源	AC100V 50Hz	台	1
39	主電源	AC100V 50Hz	台	1
40	主電源	AC100V 50Hz	台	1
41	主電源	AC100V 50Hz	台	1
42	主電源	AC100V 50Hz	台	1
43	主電源	AC100V 50Hz	台	1
44	主電源	AC100V 50Hz	台	1
45	主電源	AC100V 50Hz	台	1
46	主電源	AC100V 50Hz	台	1
47	主電源	AC100V 50Hz	台	1
48	主電源	AC100V 50Hz	台	1
49	主電源	AC100V 50Hz	台	1
50	主電源	AC100V 50Hz	台	1

会社名	株式会社
工場名	株式会社
部署名	株式会社
担当者	株式会社
承認	株式会社